

令和4年第2回定例会会議録（第5号）

令和4年6月14日

○出席議員（22名）

1番	榊 田 貢 君	2番	日名子 敦 子 君
3番	美 馬 恭 子 君	4番	阿 部 真 一 君
5番	手 束 貴 裕 君	6番	安 部 一 郎 君
7番	小 野 正 明 君	8番	森 大 輔 君
9番	三 重 忠 昭 君	10番	森 山 義 治 君
11番	穴 井 宏 二 君	12番	加 藤 信 康 君
13番	荒 金 卓 雄 君	14番	松 川 章 三 君
16番	市 原 隆 生 君	17番	黒 木 愛 一 郎 君
18番	平 野 文 活 君	20番	野 口 哲 男 君
21番	堀 本 博 行 君	22番	山 本 一 成 君
23番	泉 武 弘 君	25番	首 藤 正 君

○欠席議員（1名）

19番 松 川 峰 生 君

○説明のための出席者

市 長	長 野 恭 紘 君	副 市 長	阿 南 寿 和 君
副 市 長	松 崎 智 一 君	教 育 長	寺 岡 悌 二 君
総 務 部 長	末 田 信 也 君	企画戦略部長	安 部 政 信 君
観光・産業部長	松 川 幸 路 君	公営事業部長	上 田 亨 君
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田 辺 裕 君	いきいき健幸部長	中 島 靖 彦 君
建 設 部 長	松 屋 益 治 郎 君	市長公室長 兼自治連携課長	山 内 弘 美 君
防 災 局 長	白 石 修 三 君	消 防 長	浜 崎 仁 孝 君
教 育 部 長	柏 木 正 義 君	上下水道局長	岩 田 弘 君
上下水道局参事	山 内 佳 久 君	財 政 課 長	矢 野 義 知 君
職 員 課 長	河 野 伸 久 君	政策企画課長	行 部 さ と 子 君

情報政策課長	新 貝 仁 君	次長兼観光課長	日 置 伸 夫 君
温 泉 課 長	樋 田 英 彦 君	文化国際課長	高 木 智 香 君
産業政策課長	竹 元 徹 君	共生社会実現・部落 差別解消推進課長	河 野 幸 夫 君
障害福祉課長	大久保 智 君	子育て支援課長	中 西 郁 夫 君
健康推進課長	和 田 健 二 君	介護保険課長	阿 南 剛 君
都市計画課参事	渡 邊 克 己 君	公園緑地課長	橋 本 和 久 君
施設整備課参事	登 根 澄 君	教育政策課長	奥 茂 夫 君
教育政策課参事	森 本 悦 子 君	学校教育課長	松 丸 真 治 君
学校教育課参事	太 田 悟 君	学校教育課参事	利 光 聡 典 君

○議会事務局出席者

局 長	花 田 伸 一	議事総務課長	中 村 賢一郎
補佐兼総務係長	岩 男 涼 子	係 長	甲 斐 俊 平
主 査	河 野 あ や	主 査	松 尾 麻 里
主 査	佐 藤 雅 俊	事 務 員	尾 割 春 晃

○議事日程表（第5号）

令和4年6月14日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（市原隆生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 5 号により行います。

日程第 1 により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○ 23 番（泉 武弘君） 質問を始める前に、共通の認識を得るために皆さんにお聞きしますが、ここに別府市の第 4 期障がい者計画と第 6 期障がい者福祉計画、第 2 期障がい児福祉計画というのが、令和 2 年に市長が作っています。これを読んでいて、手を挙げてくれませんか。これを読んでいて。

多くは期待していませんでした。何と寂しいことに、この中で今手を挙げたのはわずか 4 名です。障がい者が置かれてる実態、そして障がい者の問題をどうしなければいけないのか、ということが事細やかに計画の中に示されています。そのことすら読んでいない、大変遺憾なことだということをお最初に申し上げておきます。

やはり、皆さんが作った総合戦略にしる、こういう障がい者の計画、介護保険事業の計画、こういうものは行政を進める側がしっかり読んで、現況がどうだということをお認識した上でやはり計画を作ってほしいなということをお最初に苦言を呈しておきます。

さて、今日の質問は別府市ともに生きる条例というふうに略して言っていますが、障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例が制定されています。この条例が制定されてから 9 年になります。その間、この条例制定の途中で、親亡き後等の問題解決策検討委員会という特別委員会が設置されました。その特別委員会から答申を得て 6 年になろうとしています。今日はこのような問題、自らが条例を作って、自らが実践しなければいけないのどこまで進捗しているのか、これが第 1 点目です。

それから、この条例というのは何を目的に制定したのか、これが 2 点目。

3 点目に、ではこの条例の中で行政は何をしなければいけないのか、これは言葉としては責務という言葉になっています。この責務というのは、公共施設、市営住宅、道路、公園、いろいろなものを、いわゆる障がい者や住む人が使いやすいように、壁を取り除いてくださいよ、段差・傾斜等取り除いてくださいよというのが責務として記載されています。

また、民間には合理的配慮という言葉を使っていますが、経営上圧迫にならないような程度で、施設内の段差などのバリア、いわゆる壁を取り除いてくださいよというのが法律の趣旨になっています。これが別府市が鳴り物入りで作った、ともに生きる条例です。

そこで、今日テレビを見ていらっしゃる市民の皆さんにも、別府市がどういうまちを作ろうとしているのか、そしてこの条例は何を意味しているのか、このことを分かっていたくために、最初にこの条例の附則という、本則があって附則というのがありますが、附則の中でこのようなことを書いています。これ、共通認識としてしっかり職員の皆さんも聞いてほしいと思うのですね。

私たちのまち別府市では、身体障害者福祉モデル都市や住みよい福祉のまちづくりの指定を受け、障害のある人にとって住みやすいまちづくりが行われてきた。しかしながら、障害のある人は保育・教育・就労・医療・移動・生活環境・情報・防災・親亡き後等の問題など社会生活全般において、障害への理解の不足や社会にある様々な障壁により、依然として障害があるために諦めなければならない現実や障害への無理解による差別や偏見がなくなる状況があり、あらゆる場面で、生活のしづらさと不安を感じている。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、多くの尊い命と貴重な財産が失われ、障害のある人も多大な被害を受けた。このことに関する課題を明らかにし、考えられるあらゆる災害を想定した対応や対策を、市、市民及び事業者がお互いに連携・協働して講ずることにより、被害は最小限にとどめることができるものとお考える。

このような中で私たちは、障害のある人もない人も同じ地域社会の一員として、全てに隔たりがなく平等な機会が与えられ、誰もがありのままの存在を認め合い、一人ひとりの個人の尊厳や人格や思いが大切にされ、互いに支え合う心や共に思いやる心を育み、自己選択や自己決定を尊重する真の意味での自立と社会参加の実現を確立し、住む人も訪れる人も、障害のある人もない人も、全ての人が社会の一員として共生社会を築きあげる役割を担い、幸せや喜びを享受できる安心して安全に暮らせる別府市を実現することを目指して、この条例を制定する。このようになっています。

市長を初め職員の皆さんは、別府市はこういうまちを作るのですよということがこの条例で示されています。このことは片時も忘れることはあってはならないと思っています。これはまちづくりの基本です。このことを、3回ぐらい前の議会で私が読み上げました。市長はこのように答弁したのを記憶しています。全国に誇れるすばらしい条例です、このように市長は言いました。私も全くそのように考えています。

そこで、では、目的は何なのか。この条例は障害を理解し、障害のある人への差別をなくすことに関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにし、ここが一番大事なのです。市、市民及び事業者の責務を明らかにする。市がやらなければいけないこと、市民がやらなければいけないこと、事業者がやらなければいけないことを明らかにするとともに、障害のある人への差別及び虐待をなくすための取組に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって障害のある人もない人も安心して安全に暮らすことができる共生社会の実現に寄与すると、このように目的を定めています。何度繰り返し読んでも、本当にすばらしい条例だなど、こういう社会こそ今の別府市に必要なのだというのが、次の実数から見て取れます。

今、別府市に住んでいる、おられる中で、障がいを持っている方が8,705人います、8,705人。内訳を見ますと、身体障がいとして6,174人、知的障がい1,073人、精神障がい1,458人、何と8,705人の障がいを持っている方がおられます。また、これは障害者手帳から、市長ね、見ていってますから、潜在化している方もいらっしゃるから実数はまだあると思っています。それで、別府市の場合は人口当たりの障がい者の比率を見ますと、全国平均が6%です。ところが我がまちでは7.6%と、全国平均に比べ非常に高い数値を占めています。

さて、この条例第4条では、市の責任と義務が記載されていますが、行政は、障がい者や住民が住みやすいように道路や公園・市営住宅・学校・地区公民館・体育施設など公共施設の整備を図らなければならないというふうに決めています。

そこで、最初の質問です。

市長ね。私もこの令和4年度予算で一番びっくりしたのはね、道路整備に5億円投じますね。これは私は議場でも予算質疑の中で言いました、高く評価していいと思った。今までかつてないほどの、大胆な整備の予算をつけたのですね。これはもう高く評価しています。今後も継続してほしいという思いを強く持っています。

と同時に、お聞きしたいのは次の点です。部長、別府市の市道の現況、段差、傾斜、車椅子が通れる歩道幅員、また歩道上の電柱、表示物、こういうものの実態調査はこれまでしたことがありますか、ありませんか。

○建設部長（松屋益治郎君） お答えいたします。

昨年度、主要路線の調査は実施はしております。ただ、全体についてはまだやっておりません。

○23番（泉 武弘君） 今、昨年度障がいを持っている方と一緒に実態調査をさせていただきましたよね。これは一部分なのです、一部分しか調査しなかった、私も同行したから分かっている。部長、私がなぜそれをお聞きしているかっていいますとね、市道全体のみな

らず県道、国道においても、現況の生活道路の実情の調査がなければ今後の整備計画はできないのではないですかということを言っている。整備計画ができないということは、整備に要する財源配分ができないのではないですか。部長がどういう思いで今答弁したのかわかりませんが私は、過ぐる議会でも同じことを指摘をしましたよね。これはね、予算がかかっても実態調査しなければいけない、実態調査しなければ総合的な整備計画はできない、整備計画ができなければ別府市の公共施設の将来の絵姿が出てこない、そして絵姿を実現するための財源が、財源計画はできないのです。今後どうしますか。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

議員さん冒頭におっしゃっていただいたとおり、条例の制定の趣旨であります、障害のある人もない人も安心して安全に暮らせることができる共生社会の実現ということで、令和4年度当初予算につきましても、御指摘がありましたとおり通常の道路予算に加えまして、3億5,000万円の追加並びに公園のトイレの解消、洋式化あるいはバリアフリーツーリズム推進、あるいは障がい者の支援というふうな重点事業を上げております。

バリアの解消につきましては、このように令和4年度予算についても重要な施策と位置づけており、緊急の課題でございます。したがって、直ちに取り組む必要がございます。

しかしながら、議員さんおっしゃる市全域の調査を行うとなると、調査にかかる時間、事業費の算出、それから優先順位の検討、年次計画の策定、その後に段差解消等の実施となると、実際のバリアフリーの解消までかなり時間を要することが予想されます。そのため、早期の段差等を解消していく必要があることから、昨年度緊急度や重要度から、主要な路線について当事者の方々と協働で調査を実施し、意見を聞きながら優先順位を決め、令和4年度予算において直ちに実施することにしたところでございます。

今後も当事者の方々と協働で行う現地調査や要望、あるいはもうパトロール、損失箇所を投稿するアプリ、FixMyStreetですね、そういったアプリ、新たに令和4年度に予算に計上しましたドライブレコーダーの情報を活用したAI分析、こういった様々な手段を活用しながら、緊急度、優先度の高い2箇所を的確に現地を把握しながら、スピード感を持って早期にバリアフリーの解消に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○23番（泉 武弘君） 部長、酷な言い方かもしれませんが、答弁が長い。私が言ったのは、現況調査をしなければ今後の整備方針ができないでしょうと、こう申し上げたのです。その調査をする意思があるかどうかということをやったのです。あなたはドライブレコーダー等、もう過ぐる議会でも説明がありました。私が一番心配しているのは、このままの道路の状況では、これから先どういう形になっていくか見えないでしょうって言っている。

ここまでのね、僕は嫌な質問したくなかったけど、今の部長答弁で目覚めました。今朝も来るときに、亀の井バスの本社があるところから光の園保育園の間、左側ですね、部長、安部部長、聞いてください。道路の、歩道の真ん中に電柱があるの、それも最近移設替えている。私はね、これが今の別府市の対応なのだなんて毎日見てくるの。市長ね、亀の井がありますね、亀の井からの、それから光の園保育園あるでしょう、あの間、海側ですよ、歩道の真ん中に電柱が2つあるのです。これでは、歩道を歩こうにも車椅子で行くのも全くできないのです。市長ね、やっぱりこれは予算がかかって時間かかっても、やっぱり現況調査しないといけないと思うのです。それをしなければ整備計画ができない、整備計画ができなければ財源配分ができない、こういうふう思うのです。市長はどうですか。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

議員さん御指摘のとおり、道路の真ん中に電柱があるということも、こちらでも現況調査である程度把握している箇所もあります。そのため、令和4年度予算につきましてもその電柱移設による歩行空間の確保ということで予算を計上しております。そして来年度も継

続して、その予算を計上する予定にしております。

そういったことで、そういった箇所のバリアフリー化を早急に図っていきたいというように考えております。

- 23 番（泉 武弘君） 答弁と質問者が意図としてるもの間に大きな乖離を感じますね。私が申し上げているのは、決して大きな過大要求をしてるわけではありません。そこに阿南副市長が県から来ていますが、鉄輪の問題を以前話しました、鉄輪ですね。かんぼの宿の前ですね、車椅子、歩道に入れ不了のですよ。こういう個別的事案まで、僕は今日議論する気持ちなかった。スーパードラッグモリの前の県道からの入り口に傾斜をつけたのです。その隣に住んでる御夫婦の例も話しました。御主人が車椅子、奥さんが松葉づえです。橋を渡ったところにスーパードラッグがあります、そこにいつも買い物行っていた。そして行こうと思ったら、車椅子のため県道に車が出てしまった。みんなが押し上げて事なきを得た、こういう実情があるから調査したらいかがでしょう、調査しなかったら整備計画できないでしょうということを申し上げているのですね。言を左右するような問題ではありません、住みやすい社会の実現のため、調査は必要不可欠なのです。

そこで、もうちょっと掘り下げていきます。この障がい者福祉計画の中の指針の中で、地域交流ということをして市長、うたっています。これもね、私は高い評価しています。公民館の施設改修事業、今年度積増しましたね。これはね、地域社会にとってみると大変僕はありがたいことだと思っています。

ところが市長、ちょっとこれしっかり聞いといてくださいね。今、別府市に公民館、町内公民館、109 あります、109。そしてこの新耐震ということで、昭和 56 年度以降震度 6 から 7 の地震でも壊れないというこの公民館が、109 のうちに 34 しかないのですね。これが 1 点目。

それから 2 点目に、トイレはかなり解消されてます。トイレの洋式が 84 館あります。和式が 25、公民館なのです。次が一番問題なのです。私ところも、町内も同じです。この前自治会長にも、こういうふうにしたらどうですかという提言を申し上げましたが、玄関入りますと靴脱ぎが、市長、ありますね。あそこで脱いで下駄箱に入れてスリッパに履き替えて公民館に入る。車椅子、どこ入るのですか。車椅子はどこから入るのですか。公民館の、車椅子は使えないところがほとんどなのですよ。そしたら共生社会って片方で言っています。お互い地域は地域で問題解決しましょう、地域活動に障がいを持っている方も一緒にしましょう。最初からいや障がい者、車椅子は入れないのではないのですよ、ということになっているのですね。これは市のほうに調査してもらった資料です。積増しは市長ね、大変僕は評価していますが、今言ったような問題がまだ山積している、数字から見ても。これが現状なのです。

そこで、今は町内公民館というふうに限定をしていました。4 月に入って市政だよりを配り始めました。今回 4 万軒ですが、もう既に 3 万 8,000 軒配り終えました。その中で、いつもながら感じるのは、集合住宅ですね、共同住宅ですが、なぜエントランスのところ段差をつけるのだろうか、なぜ段差をつけないか、いつも思いながら市政だよりを配っています。

市長ね、ここでの問題はこういうことなのです。既存の建築物、もう既にでき上がっていますよという既存建築物ね、これについて民間事業者にできるだけ自分の経営収支に影響がないように、施設改善やってくださいよというのが合理的配慮という言葉で表わされているのです。ここで私は市長、こういう提言したの覚えているでしょう。民間施設の改修には、別府市から貸付金や補助制度がないと進まないのですよと、こう申し上げたのを市長、記憶だと思えます。この補助金、貸付金は現行どうなっていますか。答弁してください。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

既存の住宅への制度としましては、民間集合住宅への支援は国交省の事業として障がい者、高齢者等のいわゆる住宅要配慮者への賃貸住宅の供給に促進を図ることを目的に、セーフティネット登録住宅のためのバリアフリー改修工事への補助等がございます。

また、個人住宅のバリアフリーに関しましては、在宅重度障がい者住宅改造助成、段差の解消や手すりの取付け等に対しましては、居宅生活動作補助用具の給付の助成制度がございます。

高齢者への施策としましては、在宅高齢者住宅改造助成事業、高齢者世帯リフォーム支援事業、介護保険居宅介護住宅改修。子育て世帯に対しましては、3世代同居世帯リフォーム支援事業がございます。

民間の融資としましては、住宅金融公庫のバリアフリーリフォーム融資がございます。

○23番（泉 武弘君） 課長は今の制度融資で十分だというふうに主張しているのですか。主張しているならば、その利用件数も報告してください。

○障害福祉課長（大久保智君） 令和3年度、昨年度の実績でございますけれども、在宅重度障がい者住宅改造助成は1件、手すり等の取付けに対する居宅生活動作補助用具の給付に関しましては4件の助成があります

○23番（泉 武弘君） では、なぜほかの都市では補助金貸付制度を単独で設けているというふうに思っていますか。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

先ほど課長が申しあげましたように、様々な助成はございますが、その範囲を補完する部分で他都市ではあるのかと思います。

○23番（泉 武弘君） あのね、例えば共同住宅を持っている、長屋を持っているという方々にとってみますと、もう既に建築許可をもらって建てたではないか、今さらどうして既存のものを改修しないといけないのか、第一に問題になるのはその改修費用の問題です。だから、全国で改修費用に対する補助金と貸付制度を設けると言っているところはたくさんあるわけでしょう。

市民福祉部長ね、田辺部長、今障害者福祉課の課長が国の制度のことを言いました。これで事足りるというふうに担当部としては考えているのかどうかだけ、答弁してください。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

現状、件数、課長申しあげましたように多くあるわけではございませんので、ただその実態については調査、当事者等のお声を拾い上げる必要があると思います。

○23番（泉 武弘君） 件数は少ないという一つの要因には、情報提供ができていないということがあつた。そういう貸付補助制度の実態を知らされていない、だから現行のままずっとやっている、ということはあるのでしょうか。やっぱり一回実態調査をして、まず既存住宅に対する合理的配慮、いわゆる民間の方々も自分の経営に圧迫感が、大きな影響がない限り、段差等トイレ、こういうものは改修してくださいよ、そうすることによってみんなが住みやすい社会ができるのですよというのがこの趣旨なのです。これ、民間住宅も合理的配慮、いわゆる段差とかそういう使いにくいところを改修してもらわないと、市民全体が使うという面では使いにくさがずっと継続します。思い切って取り組んでください。

さて、今回私が物すごく重要視しているは次の点です。では、新しく建築するのはどうするのか、新しく建築する。新しく建築している施設も、今回の市政だよりを配布する中でずっと見させてもらいました。なぜここに段差を設けなければいけないのですか、ここスロープでいいではないですか。これ、恐らく建築士が施設の景観、意匠というもので見ればえがするところがあると思うのです。それはそれで権利ですから、私が言及する必要がないので。だけれども、別府市の条例という視点から見れば、やはり最

初の建築審査の段階から、何か特別の、別府市はこういうまちを目指しているのですよ、だから建築設計の段階でこういうふうに、段差とかこういうものはなくしてくださいよ、それは、いわゆる家屋の外のみならず、内においても同じようにしてくださいよ、いうことが求められているのですね。どうなのですか、現行、新しく新規に建築確認を得たものについてそういう指導は今日までできたのですか、できなかったのですか。

○都市計画課参事（渡邊克己君） お答えいたします。

一定の規模以上の建築物では、確認申請時に大分県福祉のまちづくり条例の中で基準に適合させた届出が必要となっております。段差の解消なども対象となっております。

しかしながら、新たに建築される全ての住宅を対象に一定の合理的配慮を義務づけることは、設置スペースの問題や費用負担などについて、建築主や事業者に対する負担が過重であると考えております。これまで障がい者に対する理解を深め協力いただけるように、設計者や事業者などの関係団体の方々に出席いただき、研修会を開催し、合理的配慮の事例等を具体的に説明し、理解を求めています。

今後も関係部署と連携しながら定期的に研修会などを開催し、障がいのある人にとって必要とされる住宅の整備に努めていただけるように働きかけていきたいと思っております。

○23番（泉 武弘君） それでは、市民が住みやすいまちづくりは遅々として進みません。これだけははっきり申し上げておきます。なぜかといいますとね、私は建築統計で見ましたけれども、平成25年から令和2年までに新たに建築された長屋、共同住宅、戸建、こういうものの件数が3,648件確認をしています。なぜ、建築確認が出た段階で、別府市はこういうまちづくりをしているのですよ、こういうことを皆さんにお願いしているのですよ、それは行政のみならず市民や事業者に対してもお願いしているのですよ、いうことを伝え、もう一つには、だからこういう指導基準があるのですよ、別府市はこういう指導基準でやっているのですよ、だからこれに沿って建築をしてください、というようなものがなければ、渡邊参事が今言ったけれども、それは言葉だけになる。やっぱり強力に、別府市は誰にも住みやすいまちを作るためにこういう指導基準があるのですよという根拠的なものがなければ、前に進まないのではないのですか。言葉だけではだめなの。今言ったように、3,600件も建築をしている、この中に本当に段差もない、トイレもきちっと段差がない、室内も段差がない、こういうものができたらどんなに住みやすいまちになりますか。新たに指導できる指導基準を設ける考えはないのですか。

○建設部長（松屋益治郎君） お答えいたします。

先ほど参事が答弁しましたように、議員の言われる根拠になりますと、スペースの問題や費用等など、建築主や事業主に対する負担が過重になることも確かでございますので、今のところ条例等による縛りについては特に今考えてはおりません。

○23番（泉 武弘君） そういう答弁ですか。費用はかかるのではないでしょう、建築審査の段階で段差はなくしてください、スロープにしてくださいよ、室内のバリアもこういうふうにしてくださいよって、どこに金がかかるのですか。むしろかからないでしょう。今言ったような答弁では、いつまでたっても別府市は住みやすいまちにならないでしょう。特に障がい者、高齢者にとってみると。そんなことではいつまでたっても同じようなまちでしょうが。僕が言っているのは、みんなでそういうまちを作りましょうって条例を作っているわけでしょうが。それに沿っていかなかったら、別府市はいつまでたっても住みやすいまちにならないということで、厳しく指摘しておきます。そして今後、どういうふうに検討してどういう結果になったのか、また9月か12月議会で必ず確認します。これだけ申し上げておきます。

さて、親亡き後問題、これは今回の条例の中の一つの大きな柱です。あのね、親亡き後

問題というのは、何がおかしいのよ、何がおかしいの、部長。白石部長、何笑っているの。

親亡き後問題というのは、できて6年になります。親亡き後等の問題解決策検討委員会報告書が出て6年になると、私は申し上げた。これどういうことか。親が亡くなったとき、残された子どもはどうなるのか、これが第1点ですね。2点目に、では誰がこの子どもを世話するのか。3点目に、では親が亡くなったり、親が何らかの理由で子どもの世話ができなくなったときに、この子どもを受け入れてくれる施設はあるのか。これはね、市長ね、本当に深刻な問題なのです。本当に深刻な問題です。私、今いろんな障がいを持っている皆さん方のお手伝いをさせてもらってるからよく分かるのですけれども、本当に言葉ではなく現実が本当にきつい状況です。

そこで、この答申があってから6年になります。親亡き後問題の解決は具体的にどこまで進んでいるのか、具体的に答弁してください。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

親亡き後等の問題解決策検討委員会による、親亡き後等の問題解決策検討結果報告書が平成28年度に提出されて、提言書に示された問題解決のための主要な10の具体的な施策がございます。

その10の施策についてですけれども、施策の1は情報共有シートの活用の仕組みですが、これは平成29年度にステップブック、平成30年度にともに生きる配慮マニュアルを作成し、自治委員、民生委員、関係機関に配布しております。

施策の2、親亡き後等の問題に必要な情報を集約したパンフレットの作成ですが、これは平成29年度に2,000部作成し、市内の公共機関、医療機関等に配布いたしております。

施策の3、支援施設に入所している人への対応ですけれども、これは平成30年度からサービスの更新申請時の聞き取りの際に、地域移行等の意向を確認し、将来を見据えた支援策を検討する仕組みを構築しております。

施策の4、就労継続支援B型事業所間の連携強化を図るための施策でございますけれども、これも平成30年度から就労支援事業所の活動内容情報冊子を作成し、ホームページ上に掲載しております。自立支援協議会の就労部会を年12回開催しております。

施策の5、相談支援拠点の整備、これも平成30年度に地域生活支援拠点施設整備に伴いますコーディネーターを基幹相談支援センター4カ所に配置しております。

施策の6、ボランティア確保、育成及びボランティアによる支援体制の整備ですけれども、これは令和2年に社会福祉協議会内に成年後見支援センターを設立し、市民後見人養成講座を実施しております。

施策の7、家庭内での訓練・支援体制の構築でございますけれども、これは令和3年度から家庭支援の充実を図り、個別援助、グループ面談等においてもサービスの報酬の加算になるような制度改正がっております。

施策の8、ショートステイ施設及びグループホームの整備の促進でございます。条例施行年の平成26年度から比較いたしますと、令和4年度現在ではショートステイの施設は5施設から8施設へ、グループホームは13施設から34施設へと、整備促進がなされております。

施策の9、自助会の活動の場の確保、情報共有に関する支援ですが、令和2年度に関係機関に自助会に関する情報提供を求めて、収集した情報をホームページに掲載しております。

施策の10、地域のつながりの再構築ですが、平成29年度から、自立支援協議会の実務担当者会議、特に防災分科会ですけれども、防災による地域の参加ということ、再構築ということで訓練参加を促しております。平成29年度には古市町、平成30年度におきましては亀川、南、境川地区にて行っております。

親亡き後の問題解決につきましては、現在進行形の方、近い将来、また遠い未来において直面する方と、その人生設計において異なっていますので、提言施策に関しての終期はございませんけれども、令和3年度までに全ての提言に関して施策を実行しております。今後とも、頂いた提言内容の施策内容の向上に向けて継続いたします。

○23番（泉 武弘君） 懇切丁寧で無味乾燥な答弁、ありがとうございます。

今、課長が言いたかったのはこういうこと、親亡き後施設は進行形で、こういったのですね。ここが言いたかったわけでしょう、何、私もう一回聞きますね、もう一回聞きます。

親亡き後施設は民間施設に依存している分が多いのですね。行政として、親亡き後施設を、具体的に団体に提案したり、現在進行、具体的に進行してるものがあるのですか、ないのですか。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

先ほど課長のほうから答弁ございましたが、民間の施設の増加により、そちらの事業所の状況を見ているところでございます。

○23番（泉 武弘君） 何であなたたちは分かりにくい答弁をするの。現在まだ緒に就いていませんということでしょう。まだ具体的に進んでいないのですということ言うために、10の施策をずっと羅列したり、そういうことを聞いて、それも資料として見ているから私十分分かっているのですよ。

そこで、これは本当に身につまされるような記事が出ていました。ちょっとこれ、皆さん聞いてくださいね。ある新聞に出た記事です。親亡き後の前に苦悩する障がい者の家族。公施設に託す、善意に頼るしかない。いつかあの世で我が子と再会した折には、今までの子不幸を償い、子不幸というのは子どもに対する不幸を償いたいという記事で出ていました。88歳で亡くなった女性の部屋で見つかった手紙、息子より先に行くことをわびる気持ち、息子が入所する施設に今後を託す気持ちが便箋2枚にわたってつづられていた、息子は58歳、重度の知的障がいがあり、40年近く前から名古屋市内の施設で暮らす。女性は早くに夫を亡くし、ずっと母1人子1人、市営住宅で暮らしながら息子に会うため、年を取ってから2カ月に一度は施設に足を運んだ。息子を案じる思いは2013年に作り、施設に預けた遺言状にも、死亡時に必要となる経費以外の財産全て施設に寄附する内容だ。女性が息子に財産を残しても、施設で暮らし、公的な障がい福祉サービスを受けている限り、使い切れず亡くなる可能性が高い。息子は障がいがあって遺言状を作れないため、死後に相続人がいなければ、残った財産は民法の規定で国庫に納入され、遺言執行者である弁護士は、寄附をすれば遺産は確実に息子のために使われ、施設の感謝も現れていたと話す。

この後、女性は猛暑だった昨夏、体調を崩した。頼れる親族もいない、危篤に陥った際に息子を病院に連れていったのは施設の所長。遺言どおり葬儀、告別式は行われたが、だびに付す、火葬式も施設が担った。息子は線香を上げたが、母親が亡くなったことは分からなかったようだという。寄附の金額は996万円にもなっていた。

あのね、障害福祉課の課長、田辺部長、私がなぜこれを読ませていただいたか、これが現実なの。言葉では解決しないの。言葉のやり取りだけ議会ですべてでも解決しないの。一歩でも半歩でも、現実的には私は踏み出さない限り、この親亡き後問題というのは解決しないのですよ。

あのね、市長ね、私関係者と協議する中でね、皆さん方にも問題があります。それは何かといいますと、障がい者団体の中で障がいの区分によって、それぞれが意思疎通がうまくいってないのです。だから、団体としてこういう親亡き後施設を作ってほしいという意思統一ができていないというのがあります。これが今日まで、この問題を前に進めなかった一つの要因かなという気がしてならないのですね。だからといって、ではこの団体間で

意思疎通がうまくいかないからそのまま放置できるかということ、それはできないと。

市長ね、これはぜひとも市長、答弁してください。私はね、やっぱり行政がこの団体全部をまとめるために、ある種の提案が必要だと思っています。前の議会覚えてますか。私は市有地等を提供しなければと、こういう質問しました。市長は、市有地提供のみならずと、こう言いましたね。ほかにも対応しなきゃいけないと、こういうような趣旨の答弁をしました。

私は、市長ね、こう思っているのですよ。身体障がい者、精神障がい者、発達障がい等の子どもの、この障がいの区分が違います。これを1つの親亡き後施設へ全部入れるというのは、施設作りが違うのです、施設の内容が違います。

そこで、やっぱり別府市が用地を提供する意思を示して、このような各種団体にどういう施設を望むのか、この素案を作ってもら。幸いに、別府市は競輪事業という特定の事業をやっています。そこでお願いしたいのは、自転車振興会の補助事業に、この親亡き後施設はのらないのかどうか、別府市が補助、融資等のあっせんをする、こういう具体的な提案をしなければ、またぞろ、何カ月か後に同じ質問をしないといけなくなるのですね。確かに難しい側面はありますけれども、市長、やっぱりね、そこに踏み出さないと、障がいを持っている保護者の皆さんはもうできないのではないかという、諦めが半分ある。だから民間に依存している。

市長、どうでしょうね。今言ったように、別府市がある程度の素案を作って、関係団体に提案することによって、皆さん方意思疎通が図られれば、僕はかなりの前進が図れると思うのですが、市長の見解をお聞きします。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

非常に親亡き後の問題、私も当事者の皆さんとお話をする、またお会いする機会たくさんあります。私の同級生にもそういう方いらっしゃって、お母さん、お父さんの声を聞くと、行政としてやはり政治は社会的に弱い皆さん方のためにあると、そこに光を与えるためにあるというふうに、それは政治の大原則だと思います。

議員言われるように、当然、例えば親亡き後だけではなくて、障がいを持たれた方々のサービスが不足していると、特に親亡き後の施設の件に関して、今議員御指摘だと思います。民間施設のほうも随分と充実をして、施設自体も非常に増えてきているという現状はあろうかというふうに思っています。そこにどれだけの過不足があるかということは、しっかりと我々も調査をしなければいけませんし、現状は我々の見立てでは、見立てではそこに過不足は発生していないというふうに思っていますが、当然そこに非常に皆さん方が困るような状況があれば、当然先ほど申し上げたように我々はちゅうちょなく手を出していかなければいけない、そこに光を当てなければいけないというのは、当然のことだということに思っていますので、そういった状況分析をしっかりとしながら、そういったときにはしっかりと手だてを講じていくと、そういう決意でいるということでございます。

○23番（泉 武弘君） 言葉に意を尽くし説明しても、現実の姿が見えてこない、なかなか障がいを持っている子どもの保護者、それから御家族は安心できないのです。これはね、市長、私も本当に自分、ちょっと過大かも、政治生命をかけている。そういう方々にお会いするでしょう、回って。この子は本当将来どうなるのだろうか、私はもう市政だよりを配り始めて26年になるのですよ。そしたら障がいを持っている子どもがもう今高齢者になっている、そしたらその子どもを、本当は最初に帰りますよ、誰が世話するのだろうか。親が亡くなったときに、どの施設が受けてくれるのだろうか、いうことを考えると、いたたまれない気持ちです。

市長ね、この私の心情をしっかりと受け止めてください。これは私の心情というよりも、障がいを持っている方々の心情です。これだけはお願ひしときますし、私はこの問題だけ

一歩も譲りません。どうしても作ってほしい、作らなければいけない、こう思っています。

思い出してください。大型旅館・ホテルの改修費に7億円近く出したわけでしょう。収益事業なのですね、旅館・ホテルというのは収益事業。設備投資を宿泊料で収益として、そして今度事業を営んでいくわけです。こういうところには7億円近くも補助金出している。せめて障がい者の皆さんに、そのくらいの配慮があってもいいのではないのですか。また、そういう配慮をしなければいけないというように、私は感じてます。このことだけしっかり訴えて、実現を求めていきます。

最後に、2025年、昭和22年から24年に生まれた人たちは一気に団塊の世代に突入します。そこで増える問題が、認知症・寝たきり・孤独死・孤立・孤独・高齢者の行方不明・介護人材の不足、こういうものが起きます。

市長ね、もう時間がありません、市長にお聞きします。私ね、今体操教室を2カ所ある、今3カ所ですね、1カ所今休んでいる、5年目になるのです。それで、90歳を超える方、一番最高齢です、93歳、同じような運動をするのです。もちろん障がいを持っている方も見えています。それでその中で、自治会活動を活発化していく、自治会活動を支援して、そういう健康づくりや災害対策、こういうものややっていく以外に、高齢者の安否確認・孤独死・寝たきりを防ぐ方法難しいのではないかな、行政にその全てを求めても、そら行政の支援としては対応できません。

そこで、阪神淡路大震災の後に神戸市がやった、いわゆる各町内が自主的に災害備蓄品を全部町内ごとに管理するのですよ、いざとなったらそれを放出するのは自治会ですよ、というのをやりました。これ、コミュニティ助成金という形でやっています。今、自治委員の皆さん方に年間支払われてる自治委員手当が6,000万円弱ですね。ところが、仕事は自治会が市長、するのです、自治会がする。私はね、市長、この機会に2025年問題に具体的に対応するためには、自治会活動を支援する何らかの財源的な支援が必要だと思うのです。体操行くでしょう、体操行ったらね、私がやってるうちの町内の体操、二十五、六名必ず来るのですよ。来てなかったら電話するのです、あんた今日どうしたの。これ物すごく大きな安否確認なのです。そういうふうに、私は自治会活動を財政的にも支援して、寝たきり・孤独死・健康を損なうとかそういうことを少しでも予防できれば、大きな効果があるのではないかと思います、市長、どうでしょう。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

各地域で介護予防教室とか体操教室していただいておりますが、これは本当に大きな効果があると思います。身体的な効果はもちろんですが、精神的な効果も非常に大きいなどというふうに思っています。コロナでこの2年半、そういった活動が随分制限されて、この後その影響が出てこないといいなというふうに心配しておりますが、これから先こういった活動を元に戻していく、さらに拡大していくという、各自治会はもとより、今中規模多機能自治でひとまもり・まちまもり協議会の中でも、そういうような活動を展開していこうというような動きもあるようでありますので、いずれにしてもどのような協働、どのような大きさの自治体のレベル、自治会のレベルか、になるか分かりませんが、いずれにしてもそういったことは今後自助・共助という防災の面にも関わってくるというふうに思っておりますので、それは充実させていきたいというふうに思っております。

○23番（泉 武弘君） 富の分配、いわゆる持てる者からは税という形で徴収しますよ、その代わり、持たない人たちに、また社会福祉のために財源配分しますよ、これが政治の基本ですから、ぜひともそれを市長、実現してほしい、お願いしときます。

それから、石垣支援学校の移転問題が県から発表になりました。これについてはですね、市長ね、移転する方向という決定なのです。この前、現場の皆さん方が羽室台高校見たそうです。不満紛々というのですか、いろいろ出たそうです。それはなぜかというのと、

まずバス路線がないということですね。それからもう一つは、隣接する病院がないということですね。保護者の送迎が大変だということ、こういうことで、現場で働く皆さん方並びに保護者の皆さん方からも、大変いろいろな御意見が出たようです。私は、県立だから別府市はいざ知りませんよということにはならないと思います。やっぱり県と協議をして、別府市が支援できるものも、この機会やっぱりテーブルにのせるべきだと思います。ぜひともこれ、市長ね、そういう指示をしてほしいと思っています。

あと2分13秒になりました。まとめます。

残念です。親亡き後問題、もうちょっと期待をしていました、本当に期待をしていました。6年もたつて現在進行形という言葉だけで済まされるとは思いませんでした。この議論を聞かれた障がいを持っている方の御家族や保護者や、は、ああやっぱりなという挫折感を持ったと思います。ぜひともこの、本当に先ほど私は保護者のあるお母さんの新聞記事を言いましたね、あれが現実なのです。ぜひとも期待にこたえていただくよう、お願いしておきます。

それから、この障がい者の福祉計画で、教育長、もう本当に信じられません。障がい者がどこで差別が一番感じるのか、学校現場。教師や生徒から差別を感じるというのが一番高いと。これはね、やっぱり障がい者教育を教師にする必要があることを、いみじくもこの数値は示しているのです。やはりそういうふうに、教師が差別を助長するような対応だけはしないようお願いしておきます。

今日は厳しい議論もありましたけれども、社会的に恵まれない人たちに光を当てることこそが政治の要諦、このように私は思っています。そういうことで、同じ方向に市長、副市長並びに市の職員と一緒に歩いていけたら、大変うれしい。このことを私の希望として申し上げて終わります。ありがとうございました。

(議長交代、副議長小野正明君、議長席に着く)

- 10番(森山義治君) それでは、通告どおり質問いたしますのでよろしくお願いいたします。

まず、公共施設の改築と改修ということでございますが、まずは南立石幼稚園の改築についてお尋ねします。

この幼稚園には、放課後児童クラブ、南立学童あいくるが教室の一部を間借りしており、現在62名の児童をお預かりしているようではありますが、1年ほど前に天井板の一部が剥がれ落ちると同時に、子猫が落ちてきたという事案が発生しているようでもあります。

この件につきましては教育委員会が素早く対応をしていただき、今はその天井板の一部は既に補修済みではありますが、そのほかにも幼稚園の屋根全体の塗装をしてみますと、特に西側の屋根はおよそ50%の塗装が剥がれ、さびが浮き出ている状況であります。

また、トイレは洋式になっておりますが、特に雨降りのときは汚水の臭いがひどいようでもあります。そこで代表者のお話をお聞きしますと、この臭いは臭いの発生源を埋設している排水管の老朽化により一部破損し、地下で汚水が漏れているのではないかと考えられているようでもあります。

そこでお尋ねいたしますが、南立石幼稚園は築後何年経過しているのでしょうか、お尋ねいたします。

- 教育政策課長(奥 茂夫君) お答えいたします。

南立石幼稚園の建物につきましては、木造と鉄骨造りの平家建てで木造部分は築69年、鉄骨造部分は50年が経過しており、必要に応じて応急修繕の対応をしております。

- 10番(森山義治君) 木造部分が69年とは別府市では古いほうではないかと思っておりますし、老朽化も進んでいるようですけれども、2018年別府市学校教育施設等長寿命化計画の優先度、策定結果によりますと、長寿命化計画の中で年に一度、施設管理者による維

持管理点検を行い、劣化・不具合の状況を把握し、優先度を作成するためのよりどころになるとのことですが、この幼稚園の維持管理点検結果では、耐震基準の対応などを含めて改修状況など、現状をどのように把握されているのでしょうか、お尋ねいたします。

また、現状は先ほど申しましたように、屋根のさび状況や埋設している排水管の補修等を鑑みて、改築工事の優先順位を格上げしていただきたいと、そのように願いますが、御見解をお尋ねいたします。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

施設の改修については、緊急性の高い部分の改修は早急に対応していくとともに、大規模な改修等につきましてはほかにも老朽化した幼稚園、小中学校等もございますので、安全性や機能性を大きく低下する箇所から順次工事を実施するなど、全体の中での対応を検討しております。

南立石幼稚園につきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律や、文部科学省耐震化推進計画にて対象にはなっていないことから、旧耐震基準の施設となっておりますが、公立学校施設台帳の更新とともに、年に一度施設管理者による維持管理点検を行っております。直近の点検結果において、屋根のさびを初めとする老朽化が進行していることから、今年度必要な改修工事を行いたいというふうに考えております。

○10番（森山義治君） 回答が前向きに判断していただいたことに感謝いたします。私もA4で大きくカラー写真を撮っておりますのでね、もし私が見たいときは差し上げますので、どうぞお願いします。

耐震については、昭和56年6月以前の耐震基準でも大丈夫だと判断されているようですが、建築基準法は平成12年に改正され、一般にはですよ、新新基準と呼ばれているようで、木造の場合、土台と柱を固定する金物の設置が義務づけられているようです。

今後も、子どもたちの安心・安全や学ぶ環境を改善していくことがとても重要でございますが、この新新基準を基に、再度検討していただきたいと思っております。それは幼稚園が鉄筋とまたは木造と、継ぎ足してるわけですね。だから、再度もう一度検討していただければなと思っておりますので、よろしくお尋ねいたします。

次に、明礬グラウンド横の公衆トイレについてお尋ねします。

このトイレは男子の大使用、また女子用として共有をしておりますが、水洗トイレではなく、排便は直接下にポットンと落ち、昔風のくみ取り式のトイレであります。

また、男子用はコンクリートで作られたもので簡素なトイレであり、手洗い用の水道もありませんので、トイレ使用後は手も洗えない状況であります。

この件につきましては、平成29年第3回定例市議会において一度一般質問をいたしました。当時の答弁は、計画的なトイレの改修は見通しが立っていないという答弁でしたが、今現在まだ対応がなされていない状況であります。現在は当時と違いまして、明礬グラウンドで扇山の児童たちがサッカーの練習場として使用していますし、その児童たちは排便をもよおしたときに、現在の落とし式のトイレでは用を足し切れなく、近くの薬師寺に借りについている状況のようでもあります。

そこでお尋ねをいたしますが、この5年間に各公園のトイレ改修についてはどのような状況なのでしょうか、お尋ねします。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

今現在、公園緑地課が管理する公園のトイレは47カ所あり、新設としましてはこの5年間で3カ所増えました。この内訳は、新しい公園整備によるトイレ設置が2カ所で、既存のトイレの新設が1カ所となっております。

この5年間、既存のトイレでの全面的な改修というのは行っておりません。改修につい

ては和便器から洋便器への改修に取り組んでおり、便器の数でいきますと、近年要望等により南立石公園や鉄輪東公園などで5基、洋便器化の改修を終えております。

- 10番（森山義治君） 担当課のほうでは、この5年間に優先順位を考慮しながら取り組んでいることは私も理解をしておりましたが、このような作りのトイレは別府市内の公園にはないとお聞きをしておりますし、大分県内でも珍しいトイレではないかと考えますので、手洗い設備を含めて、全面改修についてはどのようにお考えでしょうか、御見解をお尋ねします。

- 公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

このトイレに関しましては、地元の方々に管理をしていただいております、大変感謝しております。

改修につきましては、現在はトイレのバリアフリー化や、先ほど言いました洋便器化について取り組んでいるのが現状でございます。公園のトイレの全面改修については、このように例のないような古いトイレに関して何かいい対処ができないか、前向きに調査・検討したいと考えております。

- 10番（森山義治君） そうですね、前向きにしっかり考えていただきたいと、そのように願います。私もこの5年間の改修状況は理解しておりますが、担当課は現地をよく知っていると思いますので、今回はさらにしつこいようですが、改修についてお願いをいたします。

それでは次に、移住・定住促進についてですが、まずは移住・定住の状況についてお尋ねいたします。

御存じのように、人口減少や超少子高齢化の中で、後継者がいなく空き家が増加している状況、またコロナ禍における価値観の変化などで、都会から地方に移り住む人が増えている状況のようであります。またそれに伴い、移住・定住に対する支援事業は今や全国各市町村で競争の時代にあるようでもあります。

まず、大分県内の移住者の人数や元の居住地、年代層など上位から3市町村、また同内容で別府市への移住状況についてお尋ねいたします。

- 産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

初めに、令和3年度の大分県への移住者数につきましては760世帯、1,416人が移住をされております。市町村別では、日田市の269人が最も多く、次いで由布市が191人、豊後高田市が169人となっております。

移住元の居住地では、福岡県が442人で最も多く、関東が279人、福岡県を除きます九州地区が266人、関西が157人となっております。年代別では30歳代が310人と最も多く、次いで10歳未満が272人、20歳代が202人となっております。

次に、令和3年度の別府市への移住者数につきましては43世帯、62人が移住をされております。移住元の居住地では、九州地区からの移住者が約4割、関東地区が約2割、関西地区が約2割となっております。

年代別では50代が約3割と最も多く、次いで40代が約2割、30代以下が3割弱となっている状況です。

- 10番（森山義治君） 移住状況については理解いたしましたけれども、別府市には働き盛りが求める就職先が少ないことや、賃金を含めた働く環境は比較的低いのが、別府市をためらう原因ではないかと思われま。

しかし、別府市は温泉が日本一という利点がございますので、お試し移住に訪れる方に対し、子どもを一時預けて、別府市の自然環境や働く環境をもっと知っていただくために、お試し移住施設や空き家バンクをもっと活用していただきたいと思っております。

そこで次に、お試し移住施設や空き家バンクの利用状況についてですが、御承知のよう

に3年目と長引く新型コロナウイルス感染症の拡大を機にテレワークが普及し、業種にもよりますが、ワーケーションが全国的にも普及しているようであります。この事業で令和3年度のお試し移住施設の家族や単身での利用者数、また年齢層や平均宿泊数はどうなっていますでしょうか、お尋ねします。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

別府市では、市内の空き家をリノベーションいたしましたお試し移住施設2棟を提供しておりますが、令和3年度はコロナ禍による影響もある中で、前年度と比較し2倍近く利用者が増加しております。利用者数は34組、91名の方に御利用いただきました。

利用日数は2施設で延べ210日、1組当たり平均約6.2日の利用実績となっております。御家族での御利用が約8割、単身での御利用は約1割となっております。1組当たりの平均利用日数は約2.7人、年代別では60代が最も多く、約24%、次いで70代、40代がそれぞれ約15%、そのほか30代以下が約30%となっている状況です。

○10番（森山義治君） ありがとうございます。1組当たり平均6.2日の宿泊で、家族で、家族連れの利用率が8割と、一番多いことが理解できましたので、次にワーケーションに訪れた人数が分かれば教えてください。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

市全体におけます人数は把握できておりませんが、昨年7月からは今年の5月までの、コワーキングスペース満寿屋の利用者に対しますアンケート調査では、144の方がワーケーションで別府に訪れていただいております。そのほかにもビッグロブ株式会社などの企業単位により数十名単位のワーケーション実績なども複数社ございます。

○10番（森山義治君） ワケーションに訪れた方が10カ月で144人ということは、1カ月平均で約14の方が訪れておりますし、そのほかにも企業単位を含めるともっとたくさんの方が訪れたと思いますが、その中で、移住を考えている方が移住先を決定していくには、年齢層にもよりますが、まずは基本となる就農や転職など、仕事の環境が一番だと考えます。

そこで、別府市が事業化している空き家を活用したお試し移住施設や空き家バンクを利用した方はどのようなことをお望みであったのか、把握していれば教えてください。

また、今後移住・定住を促進するためにどのような施策をお考えでしょうか、お尋ねします。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

お試し移住施設の利用者につきましては、利用者の年代が比較的高いこともございまして、住環境や自然環境、交通の利便性や買い物などの便利さ、医療福祉などに対する関心が高くなっております。ただし、若い世代では子育て環境や教育環境などにも関心が高くなっている状況です。

また、空き家バンク利用者につきましては、温泉・山・農業・自然景観などに対する関心が高い傾向にございます。

移住希望者に対しましては、別府市の公式ホームページを初めまして、移住情報誌や大分県の移住情報サイトとも連動した情報提供に取り組むとともに、東京や大阪、福岡などでの移住相談会にも積極的に参加し、別府の魅力発信に取り組んでいく考えでございまして。

また、別府の生活や魅力を実際に体験していただき、別府を移住先を選んでいただけるように、市内の空き家をリノベーションいたしましたお試し移住施設2棟を提供しておりますが、今年度からは空き家バンクの登録物件に農地付き空き家を加えることで、農業への関心が高く、就農を希望する方へのニーズにも対応を進めていくとともに、これまでも多くの移住・定住の実績のありますクリエイターやアーティストなどへの移住施策も計画しております。

さらに、10月からは全ての小中学生にかかる通院医療費を子ども医療費の助成対象に拡充することも計画しております。子育て支援策なども含め、様々な施策を積極的にPRしながら、移住・定住の促進に努めてまいりたいと考えております。

なお、令和4年度は4月、5月の2カ月間でございますが、既に9世帯、21人の方が移住をされておまして、令和3年度の約2倍のペースで移住促進が図れているところでございます。

- 10番（森山義治君） 移住・定住促進に担当課が一生懸命取り組んでいること、特に令和3年度の約2倍のペースで移住促進が図られているということ、またその結果が非常によく理解できましたので、次にワーケーションなどに訪れる方に対する一時預かり保育についてでございますが、移住・定住を望む方はその土地の環境を調べたいと思います。

そこで旅館やホテル、また企業や保有する保養所などを利用するワーケーションが増えつつありますが、例えば別府市内の企業や住宅地などを視察に行っている間に、子どもを児童館や認定保育園に一時的に預けることができれば、安心して仕事に集中できますし、移住促進にもつながると考えます。保育士などの課題はあるとは思いますが、例えば認定保育園や児童館の利用は有料として、予約制で一時預かりできるような施策を事業化してみてはいかがかと考えますけれども、御見解をお尋ねします。

- 子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。

現在、別府市において実施している一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった生後6カ月から就学前までの市内に住んでいる児童を対象に、保護者の勤務形態等や病気、その他の事由により一時的な保育が必要な場合に利用できる制度でございます。一時預かり事業はあくまでも子育て支援の施策として制度化されたものであるため、移住・定住の促進のために活用する場合、議員御指摘の保育士の課題、確保を初め、多くの検討課題が考えられます。

そのため、移住・定住施策を進める中で、一時預かり事業についても検討する必要があると考えております。

- 10番（森山義治君） 日本国内で唯一北海道の厚沢部町では、一時預かり制度と、まちの移住体験事業と組み合わせ、テレワークやワーケーションに訪れた家族連れの方に対し、大変人気がありまして、一時預かり事業をさらに拡大しているようであります。一度調べていただきまして、前向きに検討していただきますようお願いをいたしまして、次に豊予海峡ルート構想についてであります。大分県と四国の愛媛県を結ぶ豊予海峡ルート構想は、日本鉄道建設公団が昭和49年から昭和57年に、17億円をかけて深いところで水深およそ200メートルの海峡にかける海底トンネルについて、既に調査が行われておまして、その結論として技術上可能であり、大分県と県内市町村や経済団体で構成されております大分県期成会というのがあり、大分市長はその副会長になっているようであります。

そのような状況の中で、大分市は令和4年3月30日に豊予海峡ルート構想について、また令和4年4月12日には、豊予海峡ルート実現の機運を高めようと、経済や交通、また防災など、各分野の有識者14人の意見を論集にまとめたことが報道されておりました。

そこでお尋ねしますが、この豊予海峡ルート構想について別府市では余り話題がないようであります。その内容について簡潔にお尋ねします。

- 政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

豊予海峡ルート構想は、中部、近畿から四国を通過して、大分、熊本を経て九州西部に至る地域を高速道路や高速鉄道などで結ぼうとする太平洋新国土軸構想のうち、大分県佐賀関半島と愛媛県佐田岬半島間の豊予海峡を海底トンネルや架橋で結ぼうとするもので、豊予海峡の海峡幅は約14キロメートル、最大水深は約180メートルになっております。

また、大分市が実施しました調査では、大分ー松山間が鉄道でおよそ38分、200分の

短縮、車で 167 分、98 分の短縮と、所要時間の大幅な短縮により、物流コストの減少やマーケットの拡大、また道路ネットワークの多重化による災害時の代替ルートなどが見込めるなど、その整備計画や整備効果、経済波及効果などがまとめられた調査結果が発表されており、期成会の中で豊予海峡ルートの実現に向け機運の醸成を図っているところです。

- 10 番（森山義治君） おおむね理解をいたしました。次に公益社団法人日本青年会議所九州地区協議会の資料によりますと、佐賀関半島と愛媛県佐多岬半島を結ぶ橋梁または海底トンネルにしましても、所要時間はおよそ車で 10 分という所要時間の短縮によりまして、九州と四国で年間およそ 480 億円を超える観光消費が予測されているようでありまして、

今後、南海トラフ地震など想定されておりますけれども、別府市としてこの豊予海峡ルート実現に向けてはどのようなお考えでしょうか。また、経済波及効果について御見解をお尋ねいたします。

- 企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

大分市が実施しました調査報告書によりますと、経済波及効果の推計では全国へ毎年 1,100 万円を超える波及効果があり、そのうち観光消費における大分県への波及効果は 52 億円と推計されております。そのため、別府市への観光消費についても大きな効果が見込め、観光産業面から見ても豊予海峡ルートが整備される意義は大きいというふうに考えております。

この豊予海峡ルートは、西日本における広域経済文化圏を形成するための一つのルートであり、国全体で行うべき事業であるというふうに考えておりますので、今後も関係自治体、あるいは経済団体と構成します期成会の中で、実現に向けて連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

- 10 番（森山義治君） 部長、今全国毎年 1,100 万円って、1,100 億円ですので、そういうことでございます。

今後も豊予海峡ルートの実現までには長い期間を要すると予測をいたしますが、別府市として早期実現に向けたさらなる機運醸成に期待をいたします。

そして、次の項に移ります。

次に、18 歳成年年齢についてであります。まず消費者相談件数についてお尋ねします。

御存じのように、令和 4 年 4 月 1 日から成年年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げる改正民法と改正少年法が施行され、平成 14 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた方が成人となり、その人数は全国でおよそ 230 万人いるようでありまして。

しかし、その成年年齢が引き下げられても、飲酒や喫煙、また公営競技の車券購入や国民健康保険料の納付については、これまでどおり 20 歳となっているようでありまして。また、変更されるのは親の同意がなくても、例えば携帯電話やクレジットカードの契約、また住宅ローンやマイカーローンなどの契約は可能のようでありまして。

そのように、数ある改正内容の中で重要なことは、改正前はクレジットローンなど親の同意を得ずに契約した場合は、未成年者取消権によってその契約を取り消すことができておりましたが、18 歳になりますと取り消すことができず、契約の責任を負うこととなります。

そこで、国は消費者ホットライン全国共通の電話番号、188 での相談受付を行っているようでありまして、ここ 3 年間で別府市が対応した消費者トラブルの相談件数と年齢層などを教えてください。

- 産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

消費者トラブルにつきましては、産業政策課内に消費生活センターを設置いたしまして相談対応をしております。相談件数につきましては、令和元年度が 598 件、令和 2 年度が 611 件、令和 3 年度が 524 件となっております。

相談者の年齢構成は、令和3年度で見ますと60代、70代が最も多く、約4割を占めておりまして、次いで50代、40代と、年齢が下がるにつれ相談者が減少傾向にあります。

なお20歳未満の相談者は約4%となっております。

- 10番（森山義治君） 令和3年度までは比較的に高齢者の相談件数が多くて、逆に20歳未満の相談件数は4%と少ないようではありますが、冒頭にも言いましたように成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることで、相談者がさらに増えることが懸念されております。

そこで、現在消費者トラブルに対して市としてはどのような対応をしているのでしょうか、お尋ねします。

- 産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

消費生活センターには消費生活相談員2名を配置いたしまして、電話や対面で苦情や問合せなどの相談を受け付けております。消費生活相談員は、トラブルの事案に応じまして相談者の意向や事案の特徴を踏まえつつ、中立公正な立場であっせん等による解決を図るとともに、専門家としての観点から相談者の問題解決を図るための適切な助言や、他の専門家等への橋渡しなどによりまして消費者問題の迅速な処理、早期解決に取り組んでいるところでございます。

また、自治会を初め各種団体、学校などからの依頼に応じまして、消費生活相談員を講師として派遣します消費生活啓発講座も開催をしており、消費者啓発活動を積極的に推進することで、消費者被害の未然防止と市民の消費生活の安定及び向上に努めているところでございます。

- 10番（森山義治君） 産業政策課で取り扱う相談件数は年間500件以上に対し、対面での適切な対応や専門家への橋渡し、また未然防止対策としては自治会や学校などに出向いて消費生活啓発講座などで未然防止に取り組んでいることは理解できましたが、この法改正に伴い18歳では社会経験に乏しく、消費者トラブルに巻き込まれるケースが増えてくるものが懸念されております。

そこで、未然防止対策として小中学校の早い時期から読解力の向上に向けて教育しているようですが、その内容について教えてください。

- 学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

消費者に関する教育は、社会科、家庭科、道徳科の中で取り扱っております。例えば小学校家庭科では、売買契約の基礎について触れ、中学校技術家庭科の家庭科分野では、さらに進んで購入方法や支払い方法、計画的な金銭管理の必要性、売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応などについて扱うようにしております。

そのため、中学校技術家庭科の家庭科の教科書には、消費者ホットラインなどいろいろな相談窓口を紹介しており、相談する際には活用できるようになっております。

また、常日頃から児童生徒が不安や悩みを抱え込まないように、学校では学級担任等の教職員や、スクールカウンセラーなどに相談できるようにしております。

- 10番（森山義治君） 小中学校においては、授業による予防対策、一生懸命先生たちが教えていただいているということで、感謝をいたします。比較的に若い世代の相談者が今後増加することが懸念される中で、来庁して対面相談ができない方に対応できる、リモートによる相談体制が今後必要ではないかと考えますので、一度検討していただきますようお願いをいたします。

それで、次に内成地区の移動支援についてでございますが、全国的に超少子高齢化や人口減少などにより過疎化が進み、それぞれの地域に合った様々な運行形態が展開をされております。

その中で、特にスマートフォンを使った移動サービスの形態であるMa a Sについては、

令和4年6月1日に九州地域戦略会議が開催され、今年度中に各県が導入する全体計画をまとめることが報道されておりました。

そのような状況の中で、9月1日より運行予定の内成棚田線のコミュニティバス事業は、今回の第2回定例会で提案をされました。その議案質疑の中で理解したことは、既存の路線バス会社が廃止を決定後、各関係機関と困難な交渉を重ねながらコミュニティバス事業案を提案するまでの経緯、またその事業については短期間にもかかわらず、担当課がバス会社やタクシー会社との交渉や申請手続に大変苦労したことが理解はできました。

今後は、地元住民との意見収集や実証運行の結果によるかは考えますけれども、現在東山地区や大所、小坂地区を運行しておりますデマンドタクシーによる運行形態を見据えてはいかがでしょうか、御見解をお尋ねいたします。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

現路線の廃止に伴い、代替措置としてのコミュニティバスを運行しながら、将来的な地域の移動形態について検討することとしておりますが、今のところ具体的な手段は決定しておりません。

そのため、今後地域住民のニーズや利用実態を把握しながら、地域住民にとって利便性が向上する効率的で持続可能な移動手段について、地域住民や事業者と協議していきたいと考えております。

○10番（森山義治君） 今後予算確保、また住民の意見収集や手続等大変でしょうが、しっかり取り組んでいただきますようお願いいたしまして、次に地域公共交通計画についてですけれども、御存じのようにバスやタクシーなど運転手不足が問題視されている中で、法改正により令和4年5月13日より、運転免許保有1年以上で19歳以上から大型2種の運転免許取得が可能となりました。そのことにより、運転手不足については徐々に解消されようとしておりますけれども、人口減少や超少子高齢化、また運転免許証の自主的な返納など考慮しましても、今後は市街地での路線バスの廃止や縮小はさらに進むことが予測されております。今後、地方自治体を中心となって各関係者と連携し、地域の移動手段の維持・確保が重要な課題となってきます。

そこで、別府市は法律に基づき地域公共交通計画案を策定しておりますし、そのことが5月17日の地元新聞に大きく掲載をされておりました。そこで、この地域公共交通計画案の概要と目的などについてお尋ねいたします。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

地域公共交通計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域の移動ニーズを踏まえ、本市にとって望ましい公共交通サービスの姿を明らかにする公共交通のマスタープランとなる計画です。

計画案では、公共交通を取り巻く現状と課題を整理し、利用しやすく持続可能な市内ネットワークの最適化、多様な移動ニーズに対応した幹線交通の持続活性化など、4つの目標の実現に向け、段階的な市内バス路線の再編の推進、地域コミュニティ交通の維持・充実、幹線交通と接続する交通結節機能の強化などに取り組むこととしております。

計画期間は令和8年度までの5年間で、市民の公共交通利用率20%の達成を目指し、まちづくりと調和した持続可能な公共交通サービスの実現に取り組んでまいります。

○10番（森山義治君） その中の一つでございますが、公共交通利用率20%の達成を目指す、そのような回答の中にあつたのですが、今後も地方自治体は中心となるようですのでよろしく願いをいたします。

次に、厚労省の有識者の報告では、公共交通機関などを利用し、歩くことによって平均寿命延伸による医療費の抑制効果、または温暖化防止という観点などから、富山市においては乗り物語り教育という項目で、これから先の公共交通について、またその大切さなど

を小学校3年生、社会科の授業に取り入れているようであります。

今後、政策企画課が主となって教育委員会と一度検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。御見解をお尋ねします。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

富山市が交通環境学習として実施されてます乗り物語り教育は、地域の宝としての公共交通を含めた乗り物の魅力を、次世代を担う児童に語り継ぐことで、幼児期から公共交通の必要性を理解してもらい、人や社会、環境に優しいという観点から自発的に移動手段を選択できる人間育成を目指した教育活動を紹介されております。

現在、本市で策定を進めております地域公共交通計画では、市民の公共交通利用率を成果目標としており、その達成のために様々な施策を掲げておりますが、この富山市の取組についても利用率向上の取組の一つとして参考にしていきたいというふうに考えております。

○10番（森山義治君） 別府市では富山市との地域性等の違いがあり、授業に取り入れることは困難かとは思いますが、コロナ禍以前は別府市鶴見小学校では低学年の生徒に対し、実際に1年に1回路線バスに乗って別府駅を往復していた時期があったようであります。コロナ禍も落ち着いていくことが考えられますし、例えば消防署の社会見学など、路線バスに乗って目的地に行くなど社会勉強の一つであると、このように考えます。

また、地域公共交通計画案の方針にも当てはまると考えますので、そのような取組を教育委員会と連携をして一度検討してくださいませようお願いをいたしまして、次にウクライナからの避難民についてであります。住宅支援のみ質問をいたします。

住宅支援についてですが、御存じのように別府市は県内でもいち早くウクライナからの難民支援を受け入れておりますが、現在市営住宅に関してはどのような状況なのでしょうか、お尋ねいたします。

○施設整備課参事（登根 澄君） お答えいたします。

現在、6戸18名の方が同じ市営住宅に入居しております。関係各課と調整し、全員が同じ団地で生活することで、日本の文化になじみがないウクライナ避難民の方がコミュニティ形成しやすいように配慮しております。

○10番（森山義治君） 別府市がそのように配慮していることに対して、ウクライナの方は大変感謝していると察します。別府市民も理解していることだと思っておりますけど、今後火災や地震などの災害で避難する方のことを考えますと、市営住宅の入居希望者は入居できないのではないかと心配している方もいらっしゃるし、空いている市営住宅があればさらに難民を受け入れていただきたいと願う市民もいらっしゃいます。

そのようなことを鑑みて、どのような住宅状況にあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○施設整備課参事（登根 澄君） お答えいたします。

今回のウクライナ避難民の方への市営住宅の提供は、災害避難者用に準備・確保していた市営住宅を使用していますので、議員御質問の一般応募の入居者希望者に対しまして、圧迫していない状況です。

なお、災害避難者用住宅については、今回ウクライナ避難民の方に提供したことで減った分の住宅を、新たに整備して確保しております。

○10番（森山義治君） 担当課のほうで、市民のことも考慮し対応していることは理解をいたしますけれども、今後ウクライナからの避難民の増加や別府市で被害に遭われた方、また一般の入居希望者には影響のない範囲で行われているということで理解してよろしいのでしょうか、お尋ねします。

○施設整備課参事（登根 澄君） お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、災害避難者用住宅については新たに整備をして

確保いたしますし、今後新たにウクライナから避難される方々の住宅については、募集にかけても応募が少ないなどの条件を勘案した上で、一般募集への影響が少ない住宅を選定していきます。

- 10 番（森山義治君） 例えば募集をかけても応募が少ない、あるいは市営住宅の上階のほうですね、上のほうは空いていると、そのようなことを考えて臨機応変に使用していくということで理解をいたしますけれども、ウクライナの戦況報道を考えますと、応急的に旧山の手中学校の一部を改装するなどして、可能な限りより多くの避難民を受け入れていただけますよう検討をしていただきまして、次にヘイトスピーチについてですけれども、ロシアがウクライナに軍事侵攻後、今日までに停戦協議を何度も開催しているようですが、今なお事態打開は見通せない状況のようであります。

そのような戦況下にありますますが、重要なことは、怒りの矛先をロシア系の民間人に向けてるべきではないと考えます。しかし、現実には東京を初め一部の地域で、日本に在留するロシア人に対する差別的な行為や誹謗中傷や排斥などが後を絶たず、問題化しているようであります。別府市にはロシアからの留学生もいるようですし、在留者の方もいるのではないのでしょうか。

そこで考えられるのは、ロシアの軍事侵攻の報道や中華人民共和国首脳陣の報道などを視聴し、ロシア人以外にも気まずい、寂しい思いをしている方もいらっしゃるのではないかと察します。

そこで、別府市は様々な相談窓口がありますが、ヘイトスピーチに関する相談件数を把握できておりましたら教えてください。

- 共生社会実現・部落差別解消推進課長（河野幸夫君） お答えします。

ヘイトスピーチとは、特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動のことを言いますが、令和4年度に入ってから市のほうで受け付けている相談件数はゼロ件です。令和3年度は1件ありました。これは、特定の国を誹謗する内容のステッカーが街灯や電柱などに貼られたというもので、約250枚を回収すると同時に、各大学、小中学校に情報共有し、文章とホームページなどで注意喚起を行いました。

- 10 番（森山義治君） 今年度は差別的な行為や誹謗中傷、また排斥など今のところは相談がなくても、世界各国からの留学生や在留者が比較的多い別府市では、ヘイトスピーチなどに関して市民相談窓口まで来なくても悩んでいる外国籍の方がいるのではないかと察します。担当課のほうでは、ヘイトスピーチに関するポスターを庁舎内などに掲示をしているようではありますが、一般市民に対しての広報としては物足りないのではないかと考えます。市民が知見を広げるためにも、例えば市役所庁舎などにヘイトスピーチは許されないという看板とか、横断幕の設置や、市役所に出向かなくても様々な相談をしやすくするためにも、例えではありますけど、自治体リモート人権相談窓口システムなるものを検討していただくことはいかがでしょうか。御見解をお尋ねいたします。

- 共生社会実現・部落差別解消推進課長（河野幸夫君） お答えします。

2016年6月に、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、いわゆるヘイトスピーチ解消法が施行され、本市でも不当な差別の解消の取組を行っているところです。

今後も市役所本庁を初め、各出張所や関係する施設に啓発ポスターの掲示や、SNS等を活用した啓発に努めるとともに、横断幕などの設置も考えていきます。

また、リモート相談については別府市単独では難しいですが、外国人市民のサポートや、多言語での相談に電話やメールを初め、リモートでも受け付けている大分県外国人総合相談センターを紹介していきたいと考えています。

偏見に基づく行為は、人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されるものではありません。

ません。今後も関係機関と連携し、相談業務の充実と市民啓発に努めていきます。

- 10番（森山義治君） 別府市は冒頭にも申しましたけれども、外国人留学生やその在住者など、全国的にも比較的多いことや、ロシアとウクライナの戦況を鑑みて、人権啓発の横断幕の作成と設置を早期にお願いするとともに、さらに人権啓発に取り組んでいただきますようお願いをいたします。特に今、ウクライナからの避難民、これが今後も増えてくるのではなかろうかと思うのですけれども、やはりそういう方たちにそういう誹謗中傷等はないとは思いますが、このようなヘイトスピーチに関することは、市民の方もやはり知見を広めていただきたいと思うことで質問をした次第でございます。

そういうことで、今回はこれで質問を終わらせていただきます。

- 副議長（小野正明君） 休憩いたします。

午前 11 時 50 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

- 議長（市原隆生君） 再開いたします。

- 6番（安部一郎君） 自民党議員団の安部一郎です。

御報告があります。昨日ウエルター級のボクシングの試合がありまして、別府出身の小畑くんが日本チャンピオンになったようです。また改めて市長のほうには表敬訪問すると思いますし、多分恵良監査委員が後援会長をされていたのだったと思いますので、報告しておきます。

それで、もう一つ御報告があります。実は、不覚にも先月倒れてしまいまして入院いたしました。御心配はしていないと思いますが、関係各位には大変御迷惑をおかけしましたこととおわびしたいと思います。

その入院の際に、実は天井を見ながら自問自答していました。議員としてその役目を果たしているのか、本当に市民の付託にこたえているのか、信頼される議会になっているのか。先輩から習ったことは、議会は二元代表制であると、議会は選ばれた市長と選ばれた議員が堂々と論議し物事を決めていく、チェック機関としての、物を申し、ときには提言し、その役目を果たせというものでした。市長や執行部の皆様が全て正しいのなら、議会や議員は要らないと思います。入院中にも多くの市民の皆様から提案や苦言を頂きました。今日も市民に代わって質問してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは質問に入ります。

1番目の質問は、今市民にとって一番関心事であるかもしれません。新図書館についてです。

実は、新図書館について大学の先生から聞かれて答えられなかったことがございます。それは何かといいますと、別府市の大学はそれぞれ個性のある図書室を持っています。その中で、新図書館は、別府市はどのような書物の構成や地域資料や郷土資料をどのように充実させていく方針なのかが見えません。箱の論議ばかりは耳に入ってきます。中身の論議が進んでないのではないかというものです。新規雇用された司書の下、様々な方で構成し、中身の論議をするべきとは思いますが、今後誰がどのように進めていくのか教えていただきたいと思ひます。

- 教育政策課参事（森本悦子君） お答えいたします。

図書館運営の基本方針は、図書館長の諮問機関である図書館協議会の意見を踏まえて決定をしております。その方針の下、資料収集は公立図書館であれば、産業や政策など当該自治体の特性を踏まえて行うものですが、中立性・公平性、また利用者の潜在的・顕在的なニーズを把握し反映させる必要などから、現図書館においては内規で定める別府市立図書館資料収集方針及び資料選定基準に照らし、図書館員や司書で構成される資料選書会議で協議し、図書館長が決定をしております。

新図書館における資料の選書、収集につきましては、現図書館での現行の選書方法を元に検討いたしてまいります。なお、特に郷土資料、地域資料につきましては、図書館法第3条に図書館が行うべき業務として明記されております。

- 6番（安部一郎君） つまり、新図書館においてはまだ組織化されていないということで理解しております。早々に対応していただきたいと思います。そして、その過程を常任委員会でも教えていただきたいと思います。

併せて、維持管理に2億円もかかるということなので、毎年かかる新書の予算等の内訳も今後報告していただければと思います。よろしいでしょうか。

- 教育政策課参事（森本悦子君） お答えいたします。

必要に応じて御報告させていただきます。

- 6番（安部一郎君） お願いしたいと思います。

次の質問に参ります。

市内には個人の収集家が貴重な郷土地域資料を収集している方がたくさんいます。昨年亡くなられた河村建一さんもその一人だと思います。このままだと、貴重な資料がどこかに行ってしまうですね、なくなってしまうですね。このような資料が、市長が言うように別府の歴史を掘り起こし、地域を磨くため、貴重な資料であると思っております。行政として、デジタルアーカイブの経費を予算化して、デジタルデータを保存して、地域郷土資料として新図書館で活用することを検討してはどうでしょうか。

- 教育政策課参事（森本悦子君） お答えいたします。

地域資料は地域の歴史を未来に生かす貴重な資料であり、それらを記録し保存するデジタルアーカイブは、未来に向けた非常に貴重な図書館の役割であると認識しております。そのプロセスにおきましては、地域資料を発掘・収集すること、それをデジタル化して管理すること、そのデジタル情報をいつでも誰でもいつまでも閲覧できる状態で提供すること、以上3つの段階がございます。それぞれに人的資源、必要な時間、財源、著作権などの課題を有すると考えております。

実現に向けては現図書館所管課を初め、関係部門と連携をして長期的な視点で検討を進めてまいりたいと考えております。

- 6番（安部一郎君） ここで、議長の資料の配付の許可をもらいたいのですがよろしいでしょうか。

- 議長（市原隆生君） はい。

- 6番（安部一郎君） では、資料の配付、よろしく願います。

続けて、その間質問させてもらいます。この郷土資料の収集では、多分私が知る限り別府で一番の方だと思いますが、別府教育史料館の安部巖さんの御子息浩之さんに会ってきました。その間、とてもすばらしかったので、教育部長に同行して行っていただきました。

安部巖さんという方は、多分皆さん御存じだと思いますけど、過去において図書館長を歴任して、古文書や多くの書物を別府市に寄贈された方です。でも、その寄贈された文書が、図書館の多くは廃棄処分をされているようです。悲しいことに、その廃棄した理由は古いという理由だったそうです。もう笑い話にもなりません。幸いにも、その御子息である浩之さんがデジタル化に御協力をしてくれるという話でございます。教育長もぜひ現地に行ってもらって、安部さん以外にもさっき言った河村さん含めてたくさんの方がいろんな書物を持っていますので、ぜひ見ていただきたいと思います。

そして、それで、配られた資料の1ページ目を見てほしいのですが、デジタル化にすることによってどんないいことがあるか、もう答えを言いますけど、この3番と4番ですね、レファレンスの部門で研究支援や教育支援、そして市長の言う歴史を掘り起こしによってビジネス部門の開発ですね、新ビジネスの創出であったり商品開発、ここで口頭で聞き

取ったのですけれども、観光なんかにも役立っているようです。例えば古文書を見ながら、スマホに転載されたデータを見ながらまち歩きをすとか、もうありとあらゆる観光やビジネスにも使える要素がたくさん入っていると思います。

情報の収集の仕方としては、1番、インプットという2つのインプット、もう市民全員がこの情報収集に参加する、個人のコレクターが参加する、それをデジタル化する、書物そのものがもうコレクターの管理下において維持管理費は出しません、出すものはデジタル化する経費ぐらいだと思います。

それと、今未来の図書館というのですけどね、人を集める図書館を目指していますが、もしかしたらもう全国の図書館と普通の書物もデジタル化でつながって、もう家にいながらしていろんなものを学べる時代が来るのではないかと思います。こういう取組をするには、教育委員会だけの物語ではありません。3番は教育委員会がやったとしても、この4番に関しては観光・産業部なんかが入力を入れてやらないと、作った方がいいが活用して初めて価値あるものになると思いますので、その辺の見解はどのように考えていますでしょうか。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

図書館を活用してビジネスを生み出した人は少なくなく、新たなビジネス展開を考える方にとっても、起業を目指す方にとっても図書館は有用なビジネス支援機関となり得る施設と考えております。新しい価値を生み出す様々なヒントやサービスを提供することで、思いもよらない新規ビジネス等の創出につながる可能性を秘めた新しい創業支援スタイルとして、関係部門と連携し、調査研究していきたいと考えております。

○6番（安部一郎君） 先月、経営懇話会で講師が言ったことは、その地域の歴史がヒット商品を生むとしています。市長も歴史こそがその地域を輝かせるって言っています。もうとても賛同をしておりますので、ぜひぜひ有効利用していただきたいと思います。

そして、次に参ります。

温泉行政について質問いたします。

配湯、給湯事業について質問します。昨今、様々な要因で温泉が止まったり、少なくなったり、ありとあらゆる弊害が起きている中、温泉の配湯、給湯に関係する条例の見直しの時期に来てるのではないかと考えております。時代に即した、また、市内の各温泉の配湯、給湯の現状に即した柔軟な対応が可能な温泉行政を行うためにも、条例の見直しが必要だと考えていますが、その点についてどうお考えかお伺いしたいです。

○温泉課長（樋田英彦君） お答えします。

現在、別府市の温泉行政に関する条例は別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例があります。本条例は、昭和34年の施行以来、市民生活を基本にして観光やエネルギーを初めとしたその時代の温泉を取り巻く環境、自然環境の変化、温泉やその周辺財産の権利関係等々、様々なその時々において課題が出る中、一部見直しを繰り返しながら今日に至っておりますけれども、現状に即した、また別府市全体の温泉行政に起こる諸課題に対して、細かく柔軟に対応し切れてない事項、事案もあるかと思います。

現在の温泉に関わる諸課題の解決や、現状に即した、また将来の温泉行政もある程度見通しながら、必要部分については総務課等と内部で協議をしていきたいと考えております。

○6番（安部一郎君） ここに、市有温泉施設等使用契約書ってというのがございます。ここには第2条に、ごめんなさい、第4条に、また貸付物件を貸したりしたらいけないという条文が入っております。実は、あらかじめ甲が承諾した場合、この限りではない、ここを適用しまして、実は前回の議会でも申しましたけれども、北的ヶ浜温泉の維持管理の事務局をやっています。ずっと赤字続きで、組合からうちの町内会のほうに移管されるようになりました。ここに空いた部屋がありましたので、そこをアパートとして貸し出すことが

できました。解釈によってそういうふうにできたおかげで、1年間で黒字になりました。もうとても本当に助かりました。

併せて、同時期末広温泉も、そのような適用をしてくれてやったと思いますので、この昭和34年に作られた契約書や条例はもうそろそろ見直して、時代に合ったものにしてもらいたいと思います。

そしてその中で、空いたスペースもありますけれども、駐車場なんかも有効手段で収入源にもなります。ぜひ検討していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。次に参ります。

昨年、ここでも申しましたけど、鉄輪の2つの旅館で温泉が出ないような事案が発生しました。その旅館は、年末のお客さんを全てキャンセルするという事態にまでなったようです。さらに、私の調べては現在6軒の旅館の泉源も怪しい状況になっていると聞いております。鉄輪地区の泉源給湯に不安定な状況が見受けられるようになりました。資源調査でも明らかになっていると思います。これは大きな税収減にもつながる大きな問題であり、課題と思っています。別府観光の主要地域である鉄輪温泉での温泉に関する問題は、観光客にも非常に大きな影響を与えるものと危惧しています。

その一方で、余ったお湯が川に捨てられ、余剰の利活用も含め、鉄輪地区のみならず別府市の給湯、配湯の現状をぜひ改善してほしいと思います。水道整備と同じく、私は別府市の重要なインフラと思います。眠っている井戸を買い取ったり、現状ある配当会社と協力して再整備してほしいです。このことは、10年、20年後の別府市全体の給湯、配湯整備にもつながる取組だと考えております。熱海市のように市が泉源を確保して維持管理し、共同温泉や事業者配湯できる仕組みを構築していただきたいと切に願いますが、その点どうお考えでしょうか。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

鉄輪地区を含めた別府市内の旅館等で、温泉に関する問題は別府市にとりましても様々な影響を与えることと考えております。給湯管等を含む設備の改善や管理、泉源設備や接続する温泉管の維持管理面等様々な課題に向き合い、観光資源として、また市民生活に深く根づいた温泉を今後いかにして守り、持続可能な資源として将来まで維持し、引き継いでいけるかについて、温泉は限りある貴重な財産であることを強く認識しつつ、その資源の有効な利活用方法、運営体制なども含め市全体においてのあるべき姿を描きながら、内部で協議検討を始めているところでございます。

○6番（安部一郎君） よろしくお願ひしたいと思ひます。熱海市はもうしているということ、公益会計で収益をきっちり上げて事業としています。事業者も、井戸の管理にとってもお金がかかるのです。先ほども言ひましたけれども、うちの北的ヶ浜温泉でも売上げの10分の1は井戸の経費に持っていかれます。そこの管理だけ市がしてくれるだけでも、黒字経営になるかと思ひます。その現実に沿った政策を打っていただきたいのですけれども、そのためには正確な情報が要るかと思ひます。

ここに、情報公開で資料請求したのがあります。一般の資料請求で出なかつたものなのですけれども、そこの中身を見ました。不適切な記入や、本来書かなければいけないことが書かれていなかつたりしています。まずそこから整理をしていただかないと、今どこに幾ら配湯しているのかも明記されていないのですよ。個人の事業者にもいってます。それは条例上の問題から、個人の事業者をBという色分け、Bは何かというと、共同温泉として出しています。だから、でたらめとは言ひませんが、不適切なこの処理はもう問題になろうかと思ひますので、今度地下水か何かの調査もするわけでしょう。その中でいろんなデータを加味しながら政策を作っていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

条例上の規定で、何とか今の歴史あるこの温泉の権利でありますとか仕様でありますとか、特に先ほど議員も言われましたけれども、鉄輪地区におきましては温泉文化が昔から古く根づいております。地域の方々とのつながりや、町村合併の折の約束など複雑にいろいろ経緯がございます。その辺を具体的にひも解きながら、今後研究していきたいと思っております。

- 6番（安部一郎君） ぜひとも井戸の管理をしていただいて、無駄なお湯を集めて配る仕組みを作っていただきたいと思えます。

それでは、春木川公園について質問します。よろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

1番の地域や市民の意見の聴取について。地域の課題について、市民の意見聴取をどのように行いましたか。

- 公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

地域の課題については、以前の議会に質問や要望により、買い物が不便な地域であることやグラウンドの不足等について認識しています。

この事業は、公募設置管理制度により提案事業者が地域の課題解決等の基本方針を踏まえて提案をしていただく事業となっていて、この計画により地域の住民から期待や感謝の声を頂いております。

- 6番（安部一郎君） 当初、聞き取りの中でこう言っていますよね。市の方で住民の意見聴取を行っていませんかと、意見聴取をしてないのですよね。私は物事の政策を作ったり、土地の売買であったり、土地の貸付けをするとき、新しく今度ガイドライン作られていますけれども、一丁目の一番地は地域の声を聞くということがスタートかと思えます。公園はパークPFI事業ということで、次々商業化に今なっていますね。その一番としてやってほしいことは、地域の意見や別府市全体の意見を聞きながら物事を進めていただきたいというお願いでございます。もし何かそれであるなら、市長、はいどうぞ。

- 市長（長野恭紘君） お答えをさせていただきます。

過去の議会の答弁においても、私どもこれは申し上げたのですが、聞き取りの段階においてのことというのは、お互いにいろいろな意見をそこで交えていくことなので、議会の場で発表することではなくて、我々がこの場で、我々が発表することが答えですので、やり取りの段階はそうだったのではないかというようなことは、我々の答えではありませんので、それだけは過去も申し上げましたけれども、ぜひおくみ取りを頂きたいというふうに思いますし、意見聴取を地元からしっかり、何かやるときにはやるべきだ、これはもちろん当然だというふうに思っておりますが、その一点だけぜひお願いしたいと思えます。

- 6番（安部一郎君） 時間ないのですけれども、市長ね、やり取りはいいのですけど、またこれ言うと、ああではないこうではないになりますけど、まずやり取りができなかったのです。ずっと返ってこなかった。で、一番初めに来た回答が、意見聴取を行っていない、こんなのでいいのですかっていう話で。次に変わってきたのが昨日です、もらったのが。この場で変わるのです、僕に言わせれば。だからね、これはもう言った言わないの話になりますけど、僕も誠意を持って下りるとか下りたつもりなのですよ。ぜひね、そこも分かっていたらほしいし、論点はそこではなくて、意見聴取を行いながら丁寧な行政運営をしてほしいというお願いです。

そこで、次の質問行きます。

駐車場の使用について、どのような協議が行われているのか説明してください。

- 公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

現在行われています駐車場についての協議内容といたしましては、スーパーにつきましては公園エリア以外の民間の駐車場で必要な駐車台数を確保するという計画が進んでおります。海側のエリアにつきましては、現在ワークショップ等により実施計画を進めていま

して、使用料を頂く駐車の数について協議を行っているところでございます。

○6番（安部一郎君） 大店立地法で定められた、売場面積に対しての駐車場台数は何台ですか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

大規模小売店舗立地法に関する協議に関して、今協議が始まったばかりでございまして、それに必要な台数に関して、公園エリアの外で必要台数を確保し、また、公園エリアの外で必要な台数と、公園の中での必要な台数を確保しまして、公園の中で確保している台数に関しましては使用料を頂くということになっております。

○6番（安部一郎君） うどん屋さんに関してはどのようになっていますか。

○公園緑地課長（橋本和久君） うどん屋さんに関しましても今協議を行っております、当初の計画では使用料はゼロということでしたが、複数の台数の使用料を頂く協議のほうが進んでいます。

○6番（安部一郎君） ありがとうございます。前回は申し上げましたけれども、我々商売人は店舗を作る、併せて駐車場も作る、駐車場もお金借りたり買ったりして、支払いしながら営業していくということを分かってください。だから、うどん屋さんにはそのような話が進んでいるということで理解しました。

それでは、地元の商売に与える影響と対策について質問してみたいと思います。ゆめタウンができた平成19年から平成26年の7年間に、多くの商店が減る一方、大規模小売店が増え、さら春木川公園に大型商業施設ができます。以前から、別府市はオーバーストアの状態にあると考えております。さらに厳しい状況は悪化しているのではないかと考えます。前回の議会で市長が申したように、科学的な根拠としての数値はどのようになったか教えてください。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

平成19年と平成26年の商業調査、そして平成28年の経済センサスによりますと、小売業の事業所数は平成19年の1,388店から、平成26年は899店に減少しまして、平成28年は951店まで回復をしますが、この間437店、約31%の減少となっております。県全体でも、同様に約30%減少しております。

売場面積は、平成19年の17万2,081平米から、平成26年は17万515平米に減少をいたしました。平成28年は18万7,619平米に増加をいたしまして、この間1万5,538平米、約9%の増加となっております。県全体では約8%の減少となります。

オーバーストアも明確な基準はありませんので、正確な数値でお示しすることはできませんが、影響として供給過剰による売場単位の面積当たりの売上高は減少するとも言われております。商業調査、経済センサスによりますと、別府市では平成9年の、1平米当たりの売上高95万8,012円をピークに、平成19年は72万213円、平成26年は61万2,990円に減少してございましたが、平成28年は64万4,492円、緩やかな回復をしております。年間商品販売額も1,209億1,900万円に、前回の調査から約15.7%増加をしております。

○6番（安部一郎君） もうこれ聞き取りの中で、もう言った言わないの話ですけど、私の質問しているのは、さっきも確認、議会始まる前にしましたけれど、オーバーストアかどうかという質問です。年間売上げの話は聞いていません。

それと、つまり今の話を要約しますと、県全体では8%減少しているが、別府市は19年から比べて1万5,538平米、約9%増加になっています。結局、19年のときにオーバーストアと言われたのが、さらにオーバーストア状態になっているということではないのですかね。

○産業政策課長（竹元 徹君） オーバーストアの明確な基準はございませんので、オーバーストアの状態にあるないということは判断できませんが、売場面積としましては、今議員

おっしゃられたように増加しているということで間違いございません。

- 6番（安部一郎君） これも本当に市長の言葉借りて申し訳ないのですが、藻谷さんの論文を読まれたと思います。全国の5万人以上の都市で、売場面積と人口を照らし合わせた中で順位づけをしたのです。平成19年のときが20位前後でした。その後10位ぐらいになりました。10位というのはよくなるわけではなくて、どんどん悪いエリアに入っているということです。今、その状態にまたさらにあるということがこの数字で証明していると思います。

そして、平成20年の第1回の定例会で、長野市長さんの言葉を借りながら、引用しながら質問したいと思います。平成20年の第1回の定例会の長野市議の言葉を引用します。

別府市内の商業施設ということで、どんどんと商業施設のいわゆる売り場面積というか、そういったところがどんどん今の別府では増えています。そういうデータが出ております。しかし、ところがほとんど増えない売り上げということで、商業施設全体の売り上げ面積は増えているのに、売り上げはどんどんと減っていつている。加えて、課税対象所得額もどんどん減っているというデータが出ております。住民も喜んでいない場合ではないと書かれております。施設を増やしたのに売り上げは伸びないので、お店は従業員を減らしてコストダウンに走ります。その結果、店の面積は増えているのに商業の雇用は減っていく、以上をまとめてどんどんと店舗面積が増える、しかし従業員は減っていく、そして課税対象所得額も減っていくというデータが出ております。

というのはどういうことかということ、課税対象所得額が減っていくということは、これは別府市の税収に直結する問題ですね。ですから、課税対象所得額がどんどんと減っていくこと、いわゆる所得税、お金が点々とあります。そんな中、たった一つ伸びている業界があります。それは何でしょうか。それは定価販売のコンビニです。

ここまでの件、長野市長の言ったとおりになっていると思います。しかしながら、その後たくさんできた地元事業者のコンビニは、今回の事業所が24時間営業ということなので、コンビニの特質である売り上げが相当そこに流れ、過去にあったスーパーと同じような状況が起こるのではないかと心配しています。

その中で改めて質問します。この大規模小売店設置による、商売に与える影響をどのように考えていますか。

- 産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

春木川公園整備事業にかかります周辺地域への小売業等への影響調査は実施をしておりますが、別府市地域公共交通計画におけます中部地域における市民の生活行動分析の、生活移動の実態、買い物時の移動データによりますと、春木川地区に居住する市民の買い物時の移動は別府中央と石垣地区内に多くなっていることが伺えます。

春木川公園整備事業後におきましては、この生活行動分析データから推測しますと、春木川地区住民の買い物時の移動は地域内で行えることが予想されます。移動の利便性が向上するものと予測しております。

- 6番（安部一郎君） もう一度同じ質問しますね。小売店舗設置による商売に与える影響はどのように考えていますかという質問をしています。3カ月前にもこの議場で同じ質問しましたし、建設部と観光・経済部長さんには、商業者の声をZoomで生で聞いてもらいました。

その後、議会で市長が科学的根拠に伴って対応したいということなので、せめて商業調査ぐらいはしていただきたいと思いますが、何もしていないのですか。

- 市長（長野恭紘君） 私から。平成20年の私の議会での答弁を引用してということだったので、それから14年たっています。状況は、当時大型店が建ったところも大型店が全国見ると撤退をして、地域から、大型店の影響によって小売店舗がなくなり、大型店が来た

にもかかわらず、その大型店まで撤退して買い物ができないというような状況が全国でも頻発しているというふうに私は認識をしております。

地域の商店をしっかりと育てていくというか、一緒にそれは地域にお金が落ちるような仕組みを作っていくのは一番いいなというふうに思っておりますけれども、なかなか現状は、目の前で買い物難民が出ているのをしっかりと我々是对応しなければいけないということで、今回提案事業者の提案に我々も、そういう課題があるなということで選んだのだろうというふうに思っているところでございますし、さきの議会において、私もしっかりとそういう影響調査等々をやっていくべきだというふうに指示をしておりますが、それは3カ月でできるようなもので恐らくないのだろうと。国や県の調査も頂かなければいけませんし、我々独自の調査、どこまで精緻なものが出るか分かりませんが、しっかりとそういった影響調査は今後何らかの方法で行っていくということでございます。

○6番(安部一郎君) 再度お伺いします。小売業に与える調査、どのように今進めているのですか。

○観光・産業部長(松川幸路君) お答えいたします。

先ほど課長のほうが答弁したとおり、この大規模小売店舗立地法に基づくところの調査は行っておりませんが、市内における市民の買い物の現状や状況を知る上では、データは今後必要になってくると思います。

○6番(安部一郎君) 市民の買い物どころではないのですよ。商売人に与える影響をどのようにお考えですか、どのような調査をしていますかって聞いているのですよ。

○市長(長野恭紘君) お答えいたします。

何度も申し上げますけれども、性急にそれが議員の側からすると、早くやれということだと思いますが、我々としては当然、地域における既存商業、商店、商業への影響というものは当然我々、徐々にではありますけれども、さっきから答弁をさせていただいておりますように、しておりますが、議員がどこの部分まで求められてるのかちょっとよく分かりませんが、全体的な調査はこれから当然、全体的な調査としてやっていくということでございますので御理解いただきたいと思います。

○6番(安部一郎君) 商売人も納税者なのですよ。それで、コロナで一番厳しいときなのですよ。もう死ぬ覚悟で税金をずっと払ってきた歴史があります。そしてその人たちにも影響があるのかなのか、それはもう一番に調べてほしいと思います。

例えば、野菜がここで1億円売れたとします。そうなるとどうなりますかといったら、別府市の野菜屋さんから1億円の売上げはなくなるのです。それと一番怖いのは公設市場ですね、物流が福岡から来ますので、1億円で市民がそこで買えば、1億円今度公設市場の売上げはなくなるということです。もう多岐にわたっているいろんなことが想像できると思うのですよ。私はね、大型商業施設、若い時から反対した理由は、地域とともに育つというのが私の信念でありましたから、そういうスタンスを取っておりました。そして、例の大型商業施設ができた後、流川、真光寺、石垣、亀川、地域のスーパーがみんな潰れていきました。その中に春木のマルショクさんもあった記憶があります。そして、私は民間の反対運動の事務局長していましたので、地域難民があるので、春木このマルショクの地をここをもう1回出てくれないか、お願いもした記憶がございます。しかし、それはそのようになりませんでした。

僕が問題にしているのは、物の大きさなのです。市長が過去にも言ったように、大型商業施設はいずれ規制をかけていかないと、このまちは駄目になるのではないかと言ったとおり、私もそう思っています。要は、この後資格要件について論議しますが、僕ね、春木の人があそこまで本当に歩いていくのかなって思います。歩いていけるあの元の場所にあってこそ地域のスーパーで、地域の買い物難民を救うということになるのではないかと

と今でも思っていますし、要は規模感なのですよ。1,000平米ぐらいのこぢんまりとした利便性のある施設、そこを僕は求めたのです。パークPFIで運動場をつくるという一つのお題目があって、それをペイするためにはこれだけの施設が要ったっていうのが一つの理由ですけれども、そもそもそのPFIというのは、商業施設なんか1割以下です。ほとんどが文化や福祉施設ができています。そういうのも一回調べた中で押し進めていただきたいと思います。その中でまだ契約に至ってないわけですから、いろんな条件の中で、市民の納得するものに契約にさせていただきたいと思って、次の質問に参ります。

私は、4番の1番、公益通報についてはもう別立てにゆっくりやりたいと思いますので、6月1日から法治が変わりました。それでまたゆっくりしたいと思います。

それでは、応募者の審査員との接見について。応募者と審査員との接見については、要綱の中に書かれたものです。所管事務調査で問題とされた、組織の役員同士が審査員と審査される方について、問題がないということですが、次に所管事務調査で指摘されたように、審査されるほうの財務に関わった方が審査員にいるということを知りました。こんな審査があっていいのか、審査員に関係する事業者が公募しても問題ないのか、見解をお伺いしたい。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

その件に関しましては、公募設置等指針に基づきまして適正に審査を行っております。

○6番（安部一郎君） 問題ないということですね。私、過去の土地処分のプロポーザルで、行政マンだけでやった問題がありました。当時、市長が問題があるということで、アドバイザーを入れて、その中でやり取りのあった記録をこの前手に入れました。

その中で、財務的に問題ないのか、いや、問題ありません、蓋開けてみたらどうでしょう、資金が不足プロポーザルで約束した2割ぐらいしかできていない、そんな現状が過去において多々あるのです。私はこの、審査員が悪いとは言いませんけれども、例えば北九州市なんか行きますと、審査員を利害関係が伴うと悪いということで、審査員は全部市外の方でした。

それと、大阪市も担当課の職員は入れません。これはなぜかということ、担当課と業界との癒着が考えられるということで、企画部が審査員を選定しています。長野市長の一番の特徴は、公平で公正で公明であると私はずっと思っています。それを、何もなかったとしても、市民から見て、ああ、公平だなと言われる審査にしてほしい。それであえてこういう質問を書いています。

私は次に、所管事務調査でね、資格要件の債務超過について質問がありました。提出された書類は問題ないということですが、資格要件に様々な条件がありますが、さっき言った土地の売買とか一番問題になったの覚えていますかね。大型商業施設ができたときに、いろいろなこれは協定になるのですかね、約束しましたけど、ほとんど約束が前市長のときにできていなくて、長野市長も再三更新に行っているけど一向に進まない、そんなことも実際ありますし、協定不履行やプロポーザルで約束したことの不履行、指定管理もありましたね。ホームページもそうですよ。もう全部、このプロポーザルを起因とする不履行事項です。一般論として申し上げますけど、水道局で問題があったばかりです。プロポーザルにおいては、市民の望むものは何かをまず明確にさせていただいて、その上で資格要件をきっちり整理して、選定においては市民の目から見て公平で公正で公明な審査を心がけてもらいたいのですよ。そしてまた、市民の信頼にこたえて落としてほしいのですよ。そのことを申し上げて、次に参りたいのですけれども、意見があればどうぞ。

○市長（長野恭紘君） これも私から。議員が思っている、これが正しいという思いはよく分かりました。議員は昔からそういう方です。私も議員と一緒にいろいろな活動してきましたし、私自身の思いも変わっておりませんが、私は私が正しいというやり方でやってき

て、それが市民の公明・公正な目で見るときに、これは間違いないですよということまでやってきたつもりであります、議員の目から見るとまだまだ不足しているということだと思います。

しっかりと、これからも透明性を高める公明・公正な政治を行っていききたいというふうに思います。

○6番（安部一郎君） よろしくお願ひしたいと思います。

それでは政策について、産業政策課にお伺ひしたいと思います。

総合計画がありますね。その中で、中心部のことはにぎわいの創出ぐらいしか触れてないので、具体的な計画が見て取れないのです。大型商業施設が郊外にできることに對する、中心市街地や商店街の對策をどのように考えているか、教えてください。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

中心部の活性化につきましては、空き店舗や老朽化したアーケード對策、べっぶまちなか地域活性化フェスタや流川通り魅力発信事業、GOTO商店街事業など、商店街活性化事業などに市としてもサポートを行ってきました。市内には中心部以外にも幾つかの商店街振興組合や商工連合会、通り会等がございます。中心部を含めて全ての振興組合、商工連合組合、通り会などの課題に對しまして、行政主導ではなく、まず各振興組合や商工連合会、通り会等が自ら様々なアイデアを出していただき、そこに行政も一緒になってパートナーとしてやっていきたいというふうに考えております。

○6番（安部一郎君） 空き店舗對策は多分浜田市政のときだったと思います。脇屋市長さんはトキハを作りました。その對策として南部開發をしました。中村さんは職員が使う買い物券を發行して、地元業者のみで買い物できる仕組みを作りました。井上さんは街頭や道路のハード整備、大学の誘致で売上げを高めようとしてしました。浜田さんは空き店舗對策と芸術のまちづくりをしました。長野市長におかれましては、得意分野のにぎわいの創出の援助と、それのこの前のGOTO商店街のお助けをしてもらいました。

そういう形で、各歴代の市長がいろんな政策でやっておりますけれども、これも市長、平成21年の議会の定例会に、覚えていますか、市長自らが創生会の代表として、浜田市長に中心市街地や商店街の陳情と要望書を行っております。前の議会で職員の皆様に行った、市長に倣えて言ったのは、実はここなのです。市長は多分答えは分かっていると思うのです。だから、当時のあのときの勉強に携わった方というのはほとんどこの中にはいないのです。ぜひ、歴史をひも解いてですね、何が起きたかということを知って、今から商店街や中心部に何をしたらいいかということをおね、ぜひ検討していただきたいと思います。そのために、まず必要なことは担当者がまちまで下りてきてほしいということです。

コロナのとき、市長さんの命令で、川上副市長さんが下りてきていただいて、居酒屋の対応であったり、いろんな駅前通り会の對策であったり、それすることが実施できたのです。結局顔と顔を、行政と現場で働く人たちが顔を合わせないと、多分そんな答えはもう出ないと思うのです。ぜひ、これを機会に、ぜひ寄り添う政治を深めていただきたいと思います。よろしくお願ひして次の質問に参りたいと思います。

観光政策について聞きます。

予約サイトについて、1,600万円ものお金を使ってしたと思いますが、中身について教えてください。

○次長兼観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

宿泊予約サイトでございますが、宿泊予約サイトを実装することによりまして、サイトの運営を通じて消費に関するデータを自力で得ることで、データ解析を行い、データに基づいた独自の観光戦略を策定することが可能になります。必要に応じて関係者にデータの提供を行うことなどにより對策を講じ、PDAサイクルを回すことによって、稼げる観光

地づくりを着実に推進していくものでございます。

- 6番(安部一郎君) これはもうもともと前から、私は何年も前から、データを分析して観光戦略を立てないといけませんよと言ったことなので、1,600万円は価値あるかどうかは見てみないと分かりません。ただ、問題は、ここに参加している店舗が26店舗しかないということです。今、申請してる人は40店舗と聞いておりますが、まずこの26店舗はまともなデータは取れないと思います。もっと旅館やホテルと協力しあって中身の濃いものにしていただきたいと思います。

OTAであったりサイトコントローラーとかPMSとかホテルシステムとかは当然入っていると思いますが、その分析はして、また議会に報告してもらいたいと思います。

先ほどの話の続きになりますけれども、まず事業をやるときはやっぱり現場の声を聞きながらやらないと、こんな結果になるろうかと思います。それで、口頭でちょっと聞いていただけなのですが、立ち上げて今どのぐらいのアクセスがあって、どれぐらいの予約状況が取れておりますか。

- 次長兼観光課長(日置伸夫君) お答えいたします。

サイトオープンから2週間のデータでございますが、アクセス数につきましては約2万3,000件ございまして、1日に戻しますと約1,600件のアクセスがございます。

予約状況については、現在のところまだデータを頂いておりません。

- 6番(安部一郎君) それも、何ていうのかな、予約してこそ今回の価値があると聞いております。僕のほうで勝手に質問しますと、じゃらんとかあの辺は2割ぐらいの手数料取るけど、1割弱でできると聞いていますし、黒川温泉なんかはこれを利用して、黒川温泉の組合のほうにお金も入る仕組みができたりしていると聞いておりますので、いろんなやり方はあろうかと思っておりますので、頑張ってもらいたいと思います。

それでは次、質問を用意していたのですが、答えが出なかったのですけれども、今年度新たに1,700万円の予算組みをされて広告を打とうとしてますが、この広告先、1,700万円の使い道を全部明らかにできますか。

- 次長兼観光課長(日置伸夫君) 現在のところはまだ具体的には決まっておりませんが、SNSであるとか、既存のマスコミ等の広告を想定いたしております。

- 6番(安部一郎君) いやいや、広告先、この1,700万円の全ての支出先を明らかにできますか。

- 次長兼観光課長(日置伸夫君) お答えいたします。

こちらにつきましてはB-b i z L I N Kからの委託先になりますので、開示のほうは予定はいたしておりません。

- 6番(安部一郎君) 資料に添付してはありますが、どこの会社でもそうですけれども、お金出すときはそれなりのチェックと、お金出すときはそれなりの根拠が必要だと思います。財政課に根拠を示して予算を捻出してB-b i z L I N Kに出すという仕組みなので、ほぼほぼ分からないとは思わないと思いますし、その中でね、今一番怖いのは、ツーリズムおおいたがああいう形で5,500万円の不明金が出てきました。別にB-b i z L I N Kがあるとかそういう話ではないのですけれども、お金を、市民の税金を扱っている以上は、神経とがらせて悪いことはないと思いますので。先週はどこでしたか、由布市の水道関係で不正がありまして、逮捕が出ています。でも新聞にはこう書いてました。行政のチェック義務なし。多分、チェック義務ないのでしょうか。だからいいということではならないと思いますので、予算は慎重に使っていただきたいと思います。何かありますか。

- 副市長(阿南寿和君) B-b i z L I N Kの理事長として、一言言わせていただきます。

ツーリズムおおいたの件については、私もまさに県と関係の深いところでございますので、事情はかなり承知しております。ツーリズムおおいたは、全て派遣の職員、市町村か

らも、うちの職員も出向しておりますし、JTBでありますとか、そういう関係の職員が集まっているというような組織の成り立ちからしますと、Biz LINKとは大きく違うということをごさいます、その件については不正経理の件についてもいろんなことが原因にあるというふうには聞いております。Biz LINKにしましても、理事会もそして監事、監査役も3人もそろえておりますし、いろんな疑念がないように、常にそういうことには十分気をつけながら、内部でルール、規定も整理しながら進めておりますので、疑念を招くことのないように、これからもしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

- 6番(安部一郎君) ちょっとはしょって、次の移住政策について質問したいと思います。大変申し訳ないですけども、よく聞いていただきたいと思います。

1,700万円かけて芸術家集団を何年かけて移住されるということですけども、簡単に説明してもらっていいですか。

- 文化国際課長(高木智香君) お答えいたします。

令和4年度予算の内訳としましては、地域課題解決のための実施計画策定業務としまして300万円、情報発信業務に係る費用としまして867万6,000円、情報発信の拠点施設としまして、旧南部児童館レンガホールの1階部分に文化観光のインフォメーションセンターや、作品展示エリアなどを設けるとともに、アーティストと企業のマッチング窓口、アーティストやクリエイターなどの移住を初めとした相談の機能を持たせた拠点設置を予定しております、費用として500万円を計上しております。

該当する費用の2分の1は、国からの地方創生推進交付金となっております。

- 6番(安部一郎君) 資料の3ページ目を御覧ください。

これ、大分合同新聞の記事より抜粋したものです。豊後高田市、寺尾さんとの質疑の内容も入っておりますけれども、まず移住の主な、何をもち移住するかっていうことを番号でルビ打ってます。1番、2番、3番、4番、5番、こういうのが移住の大きな要因であるということです。

その中で特に見てもらいたいのが、黒塗りにしているところです。県北は自動車関連の企業なども数多く、雇用がしっかりあるあかしとあります。何を私言いたいかということ、いろんな福祉事業や教育事業がしっかりしていても、そのバックでちゃんと働ける環境があるかどうかかなのです。私はこのBEPPEU PROJECTさんと深く付き合っているから、いろんな人を見てきています。意外と生活に苦しい方が多いです。簡単に言うと、芸術で飯が食えるかな、働く環境があるのかな、逆に入ってきたことによって生活が困窮しないのかな、逆にそういう意味でいくと、そういう人たちが住める空間の無料であったり、いろんなやり方がまた出てこようと思いますので、ぜひそこも踏まえて計画してください。

ただし、長野市長は約1億2,000万円この文化事業に今まで投資してきました。これもそうなのですが、国東の資料がついてます、資料の僕の配った中に。ここは人を残すより物を残す戦略に変えたみたいですね。今、もともと別府に住んでいた人が国東に移り住んで、これだけの芸術祭を今しています。毎年毎年これだけのものが残っていきます。別府も、人もいいのですが、物も残るシフトにぜひしていただきたいと思っておりますし、それを課長に確認したところ、そういう作戦も立てているということなので、ぜひそういう形を実行してもらいたいと思っております。

それと、市長が変わって予算がなかったらこの努力死んでしまうのではないかな、僕は思うときがあるのですよ。だから、それも自立できる、例えばデザイン事務所を起こせるとか、何かそういうことしないと多分駄目なのではないかなと。そこで、創業支援なんかにデザイナーとして入ってもらいたいことも書込みで書いておりましたけれど

も、そうなるとビームスとの関係はどうなるのかとか、それでちょっとさっき議会始まる前に言ったことなのですけれども、この移住政策は、建設部も入ってくるし、教育も入ってくるし、福祉も入ってくるし、産業政策課も入って、多岐にわたってトータルで考えないといけないのですよ。ある市町村は、窓口1つでそれをやっているようなのですね。

副市長、いかがですか。トータルで司令塔となって、この一大事業を成功させてみてはということと、それともう一つ、僕バリ島に行ったことがあるのですけれども、ウブドというまちがあるのですけれども、そこは芸術家が本当に何百人もいます。そしてもう観光地になっています。僕も買い物たくさんして帰りました。それを目指すのか、それともどこを目指すのか、そこをもう一回副市長が分かる範囲でいいので教えてほしいと思います。

○副市長（松崎智一君） お答えします。

移住定住促進策に関しましては、私も経産省だったときに少し関わったといいますか、関心を持って見たことがありますけれども、恐らく最初はどの市町村も人口減少問題から始まっているところが大きいのだと思います。自然減、社会減とありますけれども、社会減を減らしていくために移住を促進すると。そのために、私もこの豊後高田市の特集があった田舎暮らしの本は読みましたけれども、様々な子育てですとか福祉に関する政策を充実させて呼び込む形ですとか、それ以外にも様々な方策で各自治体が努力をしていると感じております。

その中で、やはり別府といたしましては、そういった様々な支援策の充実ともにこのアートというところに一つ着目をして、アートの一つの聖地といいますか、目指す方々が集積をして移住をしていただいて、それが地域活性化にもつながっていくような、そういったまちづくりを目指していきたいと考えております。

もちろん、これは様々な市町村が苦勞している話でもあると思いますので、明確な一つの答えは難しいと思うのですけれども、これは議員おっしゃいましたように様々な部署が関わってくる話でございますので、また今後も議論を続けて我々も考えていきたいと思っております。

○6番（安部一郎君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の資料を見てください。国東市が若者視点で商品開発っていうのを、新聞の切抜きをつけております。こういう人たちがですね、商品開発に関われば本当に面白いものができると思います。

そして、文化国際課にもう一つお願いがあります。文化国際課はたしか留学生を担当していると思います。この国東市の若者で商品開発するということに、留学生や若者やこの芸術集団を入れて商品開発すると、国際的なヒット商品ができるかもしれません。

そんなことを切に願って、本日の僕の挨拶を終わります、挨拶じゃないな、質疑を終わります。ありがとうございました。

○3番（美馬恭子君） それでは、本日最後の質疑になります、美馬恭子です。よろしくお願ひしたいと思ひます。

3月議会でもいろいろと教育に関して質問を重ねてまいりましたが、今回も少し不登校に焦点を当てて質問していきたいと思ひます。

別府市内の令和3年度不登校児童生徒数と、令和4年4月の不登校児童生徒について教えてください。

○学校教育課参事（太田 悟君） お答えいたします。

別府市における令和3年度の不登校児童生徒数は、小学校が58名、中学校が157名の、合計215名でした。

また、令和4年4月に不登校が理由で7日以上欠席をした児童生徒数は小学校が15名、中学校が68名の、合計83名でございます。

○3番(美馬恭子君) 令和4年はまだ始まったばかりですが、既に83名の7日以上欠席をした児童生徒がいるということでしょう。新学年になったときには、春は気分一新ということで登校しようという状況もあるというふうに聞いていますが、継続している児童生徒も多数いるということでしょうね。多様性の時代と言われていています。一人一人の個性を生かして、その子らしい教育の場を考えていこうと、今はそういう方向に向かっていきます。

そのような中で、フリースクールに関しての情報も配信されています。別府市として不登校児童生徒に対する支援を進めるため、昨年度3月に、不登校児童生徒支援連絡協議会を開催したと聞いておりますが、その会議においてどのような協議がなされたのか、教えてください。

○学校教育課参事(太田 悟君) お答えいたします。

本年3月17日に、不登校児童生徒の支援に関係する民間機関及び団体の関係者として公認心理師協会、親の会、別府市障害者自立支援協議会子ども支援部会、フリースクールの各代表者4名、学校関係者2名、別府市市民福祉部職員2名、教育相談センター職員3名、合計11名を委員に委嘱し、第1回不登校児童生徒支援連絡協議会を開催いたしました。

会議では、市内の不登校児童生徒の現状について、共通理解と課題の共有を行いました。

また、その改善に向けた体制づくり、人員確保や支援の質の担保、関係者間の連携の在り方、保護者支援等についての意見が出されました。

さらには、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた多様な教育機会の確保の観点から、フリースクール等支援機関の周知を図ることも重要であるなどの協議がなされました。

○3番(美馬恭子君) 選択肢の中に、フリースクールが大変大きな位置づけを示しているようです。しかし、フリースクールはなかなか単独での開設は難しいようで、放課後児童クラブや英語教室などの各種の教室と一緒にされていることが多いという話も聞きます。費用面では、保護者に対して月に3万円前後かかるということも言われています。精神的にも経済的にも、負担はかなり大きいのではないかとこのように考えます。

以前お話を聞きましたが、フリースクールの経営はボランティア精神が大きく占めているということでした。今、子どもたちの居場所づくりにも大きく貢献しているフリースクールです。公的助成を実施している自治体も徐々に多くなってきていると聞いています。市内のフリースクールの現状についてはいかがでしょうか。

○学校教育課参事(太田 悟君) お答えいたします。

現在、市内では4つのフリースクールが活動しています。令和4年5月末現在、市内公立小中学校の児童生徒については13名が利用させていただいております。

○3番(美馬恭子君) フリースクールは、通う子どもたちもそうですが、親はしっかり調べて、その児童生徒に合っているかということを実に見極めてから通い始めるということなので、市内だけではなく、市外や県外まで行っている方もいると聞いていますが、市としてはこの点は把握されているのでしょうか。

○学校教育課参事(太田 悟君) お答えいたします。

先ほど13名、5月末現在利用しているというふうに答弁させていただきましたが、そのうち2名の児童が大分市のフリースクールを利用しているというふうに把握しております。

○3番(美馬恭子君) 大分市、別府市から言えば、別府市内へ行くよりは少し時間もかかりますが、それでも身近な場所に行っているということで、少し安心したようなところもあります。

不登校児童への支援について、別府市は今後どのように進めていくというか、方針はありましようか。お願いします。

○学校教育課参事(太田 悟君) お答えいたします。

学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指すための支援を行うことが重要であると考えております。各学校の教育相談コーディネーターや専門スタッフを活用した組織的な支援及びフリースクール等の関係機関との連携を強化していくことや、ICTの活用を推進することで、個に応じた支援を充実させ、教育機会の確保を図っていきたいと考えております。

- 3番(美馬恭子君) 多様性の時代と言われてしばらくたっています。不登校という言葉の持つ意味も、重たいものがあるように思えます。学校に合わない子もいることでしょう。統一規格で教育をしていくのではなくて、一人一人に合った教育こそが、今後社会の中で生きていく上でも必要になってくるのではないのでしょうか。ICTの時代です、それも大変急いで動いているような気がしてなりません。こんな時代だからこそ、見詰め直すことが必要なのだというふうにも考えております。

さて、それでは、GIGAスクール構想として1人1台配布されたタブレットは現在どのように活用されているのか、お聞きしたいと思います。

- 学校教育課参事(利光聡典君) お答えいたします。

授業におきましては、インターネットを活用した調べ学習や、調べたことや考えたことをまとめたプレゼンシートの作成、カメラ機能を使い、学習の記録を残したり、先生と課題や意見のやり取りを行ったりする等、多岐にわたっています。

そのほか、遠隔通信アプリを活用した全校集会やアンケートの実施等、授業以外の活用についても進んでいる状況です。

また、小学校5、6年生、中学校1、2年生の児童生徒を対象に導入していますAI型ドリルにつきましては、児童生徒一人一人がAIが出題する個別最適化された問題を解き進めたり、教師が独自に選択した問題を児童生徒の端末に配信したりするなど、狙いや児童生徒の実態等に応じた活用を各学校で進めているところでございます。

- 3番(美馬恭子君) GIGAスクール構想を進める上で、専門の支援員を配置していると聞いております。支援員は今学校でどのように活躍されているのか、教えてください。

- 学校教育課参事(利光聡典君) お答えいたします。

本年度は、ICT支援員5名を要望により各学校に派遣しているところでございます。

支援内容といたしましては、ICTを活用した授業づくりに関わる教員からの相談や授業時の支援、ドリル教材やデジタル教科書等の各種設定に関わるサポート業務、タブレット端末の不具合への対応等、多岐にわたっているところでございます。

ICT支援員の活用は教職員の業務軽減にもつながることから、今後も学校による積極的な活動を促していきたいと考えています。

- 3番(美馬恭子君) ICTを日常の文房具として用いる、教師主導の教具としてではなく、学習者中心の文房具、文房具ということですから、これが全てではなく一つのツールとして活用されていくことになるのでしょうか。

しかし、このツールは今までとは違い、大変キャパが広いです。使い方によっては頼ることが多くなるかもしれません。そこをしっかりと指導していくのが、教師の役割かと考えています。これからはICTの時代です。決してこれを否定するわけではありません。ただ、入り口に立った今、教育の現場でICTに関して促成栽培するのではなく、時間をかけて方向性を考えていっていただきたいというふうに考えています。

お話を聞いていたある教師が言われていました。今まで培ってきた教師としてのノウハウがさほど重要ではなくなる時代が来るのか、そういう話を聞いたとき、本当にこれは大きな一言だというふうに考えております。

さて、その中で不登校児童生徒の支援に向けてICTの活用を推進するということが、現在行われている支援について教えてください。

○学校教育課参事（利光聡典君） お答えいたします。

I C Tを活用した不登校児童生徒に対する支援につきましては、児童生徒の状態や本人及び保護者の希望により、保護者と学校が協議した上で実施をしているところでございます。

具体的には、授業の家庭配信やA Iドリルの活用による学習支援を行ったり、遠隔通信アプリを活用し、教師が児童生徒とコミュニケーションを取りながら健康状態や学習状況等を把握したり、学習内容等に関する質問を受け付けたりする等でございます。I C Tの活用は個に応じた支援を充実させる上で非常に有効であることから、今後もさらなる支援の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○3番（美馬恭子君） いろんな面でI C T、ぜひ活用していただいて、不登校児童にも分け隔てなく使えるような形を今からしっかりゆっくりと考えていただきたいと思いますというふうに思っています。

次に入りますが、3の現在の学校生活についてに関しましては、大まかなところを2番議員さんが質問されており、答弁もお伺いしましたので、私としてはマスクの取扱いについて再度お願いしたいと思います。

日本人はマスクに対して余り違和感はなく、コロナ禍以前も比較的マスクをしていたと思います。しかし、コロナ禍で大きく変わったのが小学生から中学生のマスク着用が当たり前になった日常です。子どもたちは柔軟性があり、すぐに世間に慣れていきます。そして大人の顔色も、大人が思うより以上に大変よく見えています。今まではマスクの着用が必須、しかしこれからは熱中症を考慮してと言われても、多分混乱してくるのだというふうに考えています。時と場所に応じてと言うのは、言うのはたやすいかもしれませんが、大変難しいものです。教育現場での対応も大変難しいかと思いますが、言葉として理解できるように、また子どもたちが柔軟に対応していけるように、指導をしていただきたいと思いますと考えております。お願いします。

それでは、最後に1点だけお伺いしたいと思います。少し飛ぶような感じもいたしますが、部活動についてお伺いしたいと思います。

地域移行を進めるとの有識者からの提言が出されていますけれども、別府市としての方針についてはどのようにお考えでしょうか。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

部活動の地域移行につきましては、スポーツ庁有識者会議の、運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の内容を精査し、地域移行を含めた別府市中学校部活動の在り方について検討を進めるとともに、部活動指導員の人材確保を進めていきたいと考えております。

○3番（美馬恭子君） 学校の働き方改革やI C T化に伴って、教師の方々の働き方には、今までにない困難もたくさん出てきているのかと思います。その上、今までも放課後や休日の部活動指導はかなりの負担がかかっていたようにも考えています。指導員の確保も決してたやすくはない、難しいということも聞きます。生徒数が減少していく中で、存続できなくなっている運動部もある、地域移行に関しては地域の実情によってかなりの差も出てくることでしょうか。

しかし、この状態も見過ぎて通っていけるものではないでしょう。大きく変わろうとしている教育現場、一方ではI C Tの加速度を増した流れ、そして他方ではコミュニケーションを必要とした部活動の流れ、これは子どもたちを取り巻く環境の変化、本当に大きなものだと思いますので、しっかり見極めて話を進めていただきたいと思いますというふうに考えています。よろしくお願いします。

それでは続きまして、学校給食共同調理場についてお伺いしていきたいというふうに思っています。

学校給食を一元化する新学校給食センターの令和5年9月開設に向けて、学校給食を適正に運営するための別府市学校給食運営委員会設置条例が昨年度末に制定されました。今年度の初めに第1回目の委員会が開催されましたが、どのような事項が協議されたのでしょうか。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

学校給食に関する重要な決定を審議するための機関である別府市学校給食運営委員会の第1回目の委員会を、4月26日に開催いたしました。運営委員会は学校長、学校医、学校薬剤師、保護者、有識者、教育部職員など11名の委員で組織をしております。

第1回目の議事につきましては、委員への委嘱状の交付及び委員長、副委員長の選任を行うとともに、学校給食運営委員会の役割、新学校給食センターの施設概要、今後のスケジュール、調理配送等委託業務の概要について、教育委員会より説明を行いました。今年度は主に市立学校における食育推進計画の方針について、審議を重ねていく予定であります。

○3番（美馬恭子君） 学校給食運営委員会で審議した内容については、広く市民の皆さんにお知らせする必要があると思っています。今回の委員会の内容はどのように発信されていくのでしょうか。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、第1回目の委員会は委嘱状の交付、委員長、副委員長の選任や概要説明が主な内容でしたので、食育推進計画についての本格的な協議がスタートする第2回目の委員会より、積極的に情報発信していきたいというふうに考えております。今後の内容を市の公式ホームページに掲載し、広く市民の皆様にお知らせするようにいたします。

○3番（美馬恭子君） 会議は開かれたけれども、まだ具体的な中身にはなっていないと。今後、食育推進計画の方針を検討するというところでよろしいのでしょうか。

食育推進計画等の委員会は今後開催されるということです。具体的には日本一おいしい給食に向けて、具体的な話が出されていくのでしょうか。今のところ具体的な中身が見えてきてはいませんが、ぜひしっかりと広報もしていただきたいというふうに考えています。

新学校給食センターの開設に向けた学校給食のPRと、食育活動を推進するために別府市の学校給食マスコットキャラクターを市内幼稚園、小学校、中学生から募り、今年3月に優秀作品が選ばれたということですが、その内容について教えてください。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

別府市内の公立幼稚園、小中学校の子どもたちを対象に、別府市の特産品や名物をモチーフにした学校給食マスコットキャラクターを募集したところ、527名の応募を頂きました。その中から最優秀賞作品として選ばれたこめっぷは、令和5年9月からの新学校給食センターの稼働と同時に使用される食器にプリントされ、また各学校へ給食を運ぶ配送トラックの側面にも描かれる予定であります。

○3番（美馬恭子君） ホームページで、こめっぷちゃん見せていただきました。子どもたちが発想する発想力に本当に感心しましたし、長野市長がにこやかに子どもたちと一緒に写真を撮っている姿も見て、大変ほほ笑ましかったです。かわいいキャラクターが決まりましたので、キャラクターとともに今後も十分な発信が続けられることをお願いしたいと思います。

今年1月に、新学校給食センターを民間委託する方針が出されました。5月には新学校給食センターの民間委託業務の入札公告が行われました。現在の進捗状況はどのようなになっているのでしょうか。

○教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

別府市学校給食センター調理配送等委託業務につきましては、5月11日に入札公告、5月21日に現地見学会を開催しました。6月6日から入札参加申請書等を受付し、7月4日に入札を実施する予定です。結果については、ホームページにて公開をいたします。

- 3番（美馬恭子君） 入札はまだ始まったばかりなので、様子は見えていないのでしょうか。別府市が仕様書をしっかり作成して、その仕様書に基づいての調理配送業務ということでしょうけれども、今後は大枠の設定、ぜひしっかりと市民に納得いくように詰めていっていただきたいなというふうに思っています。

さて、民間委託によって調理員数を初めコスト削減が図られる一方で、質の高い給食が維持できるのかがとても心配です。また、新しい学校給食センターの稼働に伴って、現在の単独調理場や共同調理場に勤務する方々の雇用はどうなるのかも併せて教えてください。

- 教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

学校給食の民間委託の実施に際しましては、学校給食法により学校の設置者である市が責任主体となります。調理配送などの特定の業務を、市の主体的な責任の下で実績とノウハウを有する民間事業者に委託して行うものです。民間委託をしましても、これまでと同様に、献立作成や食材の選定、発注などは市が責任を持って直接行いますし、また委託事業者が市の作成する調理業務等委託仕様書に基づいた業務を確実に履行していることを確認するために、モニタリングを実施いたします。

本市が掲げる、すこやかな別府っ子を育む日本一おいしい質の高い学校給食を提供するという理念をともに実現するために、受託者とは十分な協議と準備を重ねてまいります。

また、現在雇用されている任期付職員や会計年度職員につきましては、勤務を希望した者を原則雇用する旨を仕様書に記載をしております。

- 3番（美馬恭子君） 民間のノウハウを活用して新共同調理場の運営をするということですが、営利を追求する民間事業者にとっては、コスト削減が向かうのは人件費ではないかというふうに考えます。どこの市町村でも、共同調理場の委託で頭を抱えているのは人員の問題だということです。その点しっかり念頭に置いていかなければ、8,500食、3献立の給食を継続させることはとても難しいのではないかというふうにも考えます。

また、アレルギー食に関しては直営で実施とのことですが、この継続性に関してはどうにお考えなのでしょう。現在、市は現業職種の不採用という点から考えていけば、この点も今からしっかり考えておく必要があるのではないかというふうにも考えています。

さて、新学校給食センターの民間委託業者が決まったら、保護者に対して説明会を開催する予定などはありますか。

- 教育政策課長（奥 茂夫君） お答えいたします。

新学校給食センターの民間委託業者が決定したこと、そのことだけをもつての保護者説明会の開催は予定をしております。先ほど答弁しましたとおり、結果をホームページにて公開するようにいたします。新学校給食センターの運営に対する理解を深めていただくために、保護者の皆様方には御心配をおかけしないように、今後も必要に応じて説明会を開催し、その都度丁寧に説明をまいります。

- 3番（美馬恭子君） 委託業者の説明会は予定していないということですが、市がしっかりと今後も説明をしていっていただきたいというふうに思います。

新共同調理場に関しては、今後も引き続いて質問はしていきたいと思っています。単独調理場の存続を希望する署名が、1万筆を超えて出されました。これは大きな市民からの声です。今後も真摯に対応していただきたいと考えますし、新学校給食センター、皆さんの声にこたえて、今からもしっかりと進めていっていただきたいというふうに考えて

います。

それでは、次の項に入っていきたいと思います。

福祉行政についてお伺いしていきたいと思います。

母子保健についてということですが、2番議員さん、そして18番議員さんからも同様の質問がありました。重複する点もあるかと思いますが、これは少子化が進む別府市において真っ正面から捉えていく必要のある問題だと思います。私としても提案等含めて質問をしっかりとまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

では最初に、別府市の産後ケア事業について、その内容と利用できる方、利用料について教えてください。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

別府市では、産後の母親の困りに対応するため、産科医療機関や助産所等において、宿泊や日帰りで母親と乳児のケアや授乳指導、育児相談等を受けることができる産後ケア事業を行っています。利用できる方は、産後の心身の不調がある、育児に対する強い不安がある、御家族などから十分な育児や家事等の支援が受けられないなどの困りのある、別府市に住民登録のある1歳未満の乳児とお母さんになっております。

利用料は宿泊型が3,000円、デイサービス型が1,500円となっております。

○3番（美馬恭子君） 産後ケア事業のガイドラインの中には、母親の身体的回復と、心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とするというふうにされています。私はこの最後の部分ですね、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援する、ここが大変重要な部分だというふうに考えています。子どもが育ち上がるまで18年、その最初がこの事業、第一歩だと考えています。

産後のお母さんの中には、この事業を知らない方や、利用したくてもどうすればいいのかわからない方もいらっしゃるのではないのでしょうか。周知はどのようにされていますか。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

産後ケア事業のお知らせにつきましては、まず母子手帳の交付の際にお知らせしております。

また、出産後、こんにちは赤ちゃん訪問で、おおむね生後4カ月までの乳児のいる全ての御家庭を保健師や助産師が訪問した際に、乳児の発育や産婦の心身の状態、生活環境の確認等を行うとともに、この事業をお知らせしております。

○3番（美馬恭子君） 先にも述べましたように、産後ケア事業は少子化の中でも大きな位置づけとして行われるようになりました。出産後のケアは決して特別なものではありません。誰もが気軽に話ができる体制が必要であるというふうに考えます。

また、別府市には今この事業を委託されて実施しているのが産婦人科1軒、助産院1軒の2カ所と聞いています。この2カ所も常に満員状況ではないということです。別府市の出産件数は、減少はしていますが、それでも600名以上の新しい命が生まれてきています。この事業の実績は、令和2年度で29名、令和3年度では49名、実績としてはまだまだ少ないと思っています。1回の訪問では見えないことや言えないこともたくさんあります。精神論で子育てはできるものではありません。テレビでは、毎日のように子に対する虐待や無理心中などが流されます。今は女性も男性も働く時代、人口減少の中で働くことが当然となってくる時代になっています。

北欧のスウェーデンでは、面積は日本とほぼ同じですが、人口は日本の12分の1程度の1,000万人と聞きます。女性も男性も社会の中で活躍を続ける国です。その背景には高福祉政策があります。働き続けることのできる状況を作ることが、とても大切なことだと考えております。

いろいろ話を伺っていると、産後ケア事業に一步踏み出すことにストレスがあるというお母さんがいました。母親なら子どもを産み育てるのは当然との世間の認識があり、誰もがしてきた道である。産後ケアに行くこと自体が理解されていないという状況も見えてきました。以前に比べ、育児に関わる周りの人が少なくなっはきています。母親の孤立を防ぐためにも、誰もがためらうことなく利用できる事業にして、少しでも母親の不安を取り除き、子育てに気持ちに向かう人が増えてほしいと望んでいます。

この事業を利用しやすいよう、家族への理解を得ることも必要だと思っています。今行っている周知に加え、より幅広い年代へ周知することが必要だと考えていますが、いかがでしょうか。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたが、現在育児に対する強い不安があるなど、支援が必要な方については、こんにちは赤ちゃん訪問等でこの事業を積極的にお知らせし、また、出産育児にかかる施設で配布するなど、産後ケア事業の周知を行っております。

議員のおっしゃるとおり、例えば父親や祖父母など、母親の周りの方にも事業の内容を知っていただくことで利用しやすくなると思われます。広報を母親に向けるだけでなく、家族も含めた周知にも取り組む必要があると考えておりますので、今回の母子に関わる事業以外でもお知らせしていきたいと考えております。

また、別府市では産後ケア事業、健康教室、健康相談、育児相談など、様々な母子保健に関する支援を行っております。産後ケアを含めた母子保健事業に加えて、子育て支援サービスの情報もお伝えして、利用者に必要な支援を必要に応じて積極的に行っていきたいと考えております。

○3番（美馬恭子君） 少子化を改善したい、子育てのしやすいまちにしていきたい、そういうふうに考えるのなら、一步前を出て攻めの姿勢で検討していくことも大変必要なことだと考えています。3月議会でもお話ししましたが、明石市では保健師の人数を大幅に増加して対応もしています。そして、生活協同組合との連携で赤ちゃん個配や様々な取組も行っているということです。専門職の増員も必要です。そして何より、この事業を支えている産婦人科や助産院に対してのフォローも必要です。まずは手いっぱいでもう対応できないという悲鳴が聞こえるような状況に、そうすれば施設の広がりも見えてくるのではないかと私なりにには考えています。

私ごとにはなりますが、3人目を出産した際に産後うつ状態になりました。とにかく涙が出て何もやる気が起こらなくて、そんなときに出産した岩永産婦人科の先生が、ゆっくり入院していてもいいよと言ってくれました。助産婦さんは笑顔で、お母さん頑張らなくていいよと言ってくれました。私は1カ月近く入院させていただいて、2人の子と夫が待つ家に帰りました。それから5カ月後、無事に職場復帰いたしました。このときの先生の一言や助産婦さんの一言、本当に救われた気持ちでおりますし、今でも大切な思い出、温かい思い出として持っています。

そんな中でお伺いしたいのですが、以前の議会でも質問させていただきましたけれども、30年前までは公務の職場でもなかなか1年間の育休を取得するのは厳しい時代でした。しかし、子育て支援の制度も大きく変わってきています。

そこで、今回も再度質問をさせていただきたいというふうに考えています。男女別の育児休業の取得状況はどのようになっていますか。

○職員課長（河野伸久君） お答えをいたします。

令和2年度の数値にてお答えをさせていただきます。女性職員の取得者数は15人、取得率は100%となっております。男性職員の取得者数は3人、取得率は9.7%となっております。

○3番(美馬恭子君) 民間企業の育児休業の取得状況については、どうなっているでしょうか。

○職員課長(河野伸久君) お答えをいたします。

厚生労働省の令和2年度雇用均等基本調査によりますと、女性の取得率は81.6%、男性の取得率は12.7%となっております。

○3番(美馬恭子君) 目標は13%ということでしたが、ほんの少しではありますが達成できていないということです。ただ、2025年の目標は30%というふうになっています。

具体的に見ていくと、2週間未満の取得が、取得した中で71.4%、5日未満が36.3%となっており、取得期間が女性1年程度の取得に比べて、やはり男性の取得はかなり下回っているということです。統計上から見ても、夫の家事育児時間が長いほど、第2子以降の出産率が高いということも出ています。男性の育児取得は少子化の抑制にもつながるというもののようです。男性の取得率の向上は、今言いましたように大きな意味がありますが、そのためにも具体的な数値目標が必要だというふうに考えていますが、別府市ではどのようになっているのでしょうか。

○職員課長(河野伸久君) お答えをいたします。

別府市におきましては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、特定事業主行動計画を策定し、職業生活において男性がともに活躍できる取組を進めております。

男性の取得率につきましては、令和7年度の目標数値といたしまして13%を掲げております。

○3番(美馬恭子君) 妊娠した女性が働くことは、体の負担も大きくて、職場の理解も重要だというふうに考えています。また、共働き家庭が増加している状況においては、家庭内における男性のサポート、本当に必要性は増しています。配偶者の妊娠から出産・育児などにおいて、男性等がサポートする休暇制度は今どのようになっていますか。

○職員課長(河野伸久君) お答えをいたします。

配偶者がつわりや切迫流産などで看護が必要となった場合の家族看護休暇、既に子どもがいる場合に、出産予定日の6週間前から出産後8週間の間に取得をすることができる育児参加休暇、出産準備や付添いなどのための出産補助休暇などの制度がございます。

また、育児休業を除く出産後の育児に関するものとしていたしましては、2歳未満の子の保育園の送迎などのための育児時間、子の看護のための子の看護休暇などの制度がございます。

○3番(美馬恭子君) 今年の6月に、男性の育休を推進するためということで育児介護休業法が改正されました。男性版産休とも言われます出生児育休制度が、今年の秋から始まります。男性労働者が、出産後8週間以内に4週間までの休業を取れる制度です。比較的柔軟に対応できる制度だとして、言われています。原則として、休業2週間前までに申し出れば取得可能、4週間のうち2分割取得が可能、労使協定を締結している場合に限って就業することも可能とされています。このような3つのポイントが挙げられているようです。

このような中で、育児休業の取得率の向上への具体的な取組は今後どのようにされていきますか。

○職員課長(河野伸久君) お答えをいたします。

令和4年第1回定例会において、別府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての議決を頂いております。この改正の中で、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備が義務づけられております。

この改正の趣旨を受けまして、令和4年4月に育児休業・休暇取得促進研修会を実施を

しております。職員または配偶者が妊娠・出産した旨の申出をしたとき、職員に対し育児休業制度などを周知し、これらの制度の取得意向の確認をするるとともに、取得に向けた働きかけを行うものでございます。

男女を問わず、職員一人一人がともに理解し、尊重し合うことが取得率の向上に大切だと考えております。長時間労働の縮減、事務改善などの環境づくりに加え、研修会の開催や広報誌などによる啓発を継続して実施することにより、誰もが働きやすい環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

- 3番（美馬恭子君） 改正がなされて、これからは男性もしっかりと育児休業、またパパ休暇と言われる産後休暇も取っていただきたいと、そのためにも市の中で広く研修などを実施されて、今掲げてられます目標数値、もう少し上げていただきたいというのが実感です。どうぞよろしくお願いします。

それでは続きまして、介護施設の状況についてお伺いしたいというふうに考えています。

先頃、市内の介護施設何軒か訪問させていただきました。介護人材が不足しているという話もたくさん聞かせていただきました。いい人が来てくれたなと思ったら、1週間、2週間しないうちに辞めさせてくださいと、こういうきつい働き方は続けることができせんというような形で、はっきりとした離職の理由も聞くことができず辞めていく方が多いというふうに聞いています。介護人材不足を理由として、介護サービスなどを中止した施設もあると聞いています。今後、ますます介護人材が必要になってくると思われまます。今はコロナ禍の影響もあって、なかなか外国人材の確保も難しいとは思いますが、その方面においてもこれから必要となってくるのではないかとというふうに考えています。

しかし、介護人材不足の主な要因としては、やはり給与や処遇面にあるということが一番大きいのではないかと思います。処遇改善につきましては、国のより一層の働きに期待したいところでもありますが、市においても何かしかり取り組むべきことはないのかなというふうにも考えます。

これは私の思いなのですけれども、例えば介護の仕事はこんなにやりがいがあるすばらしい仕事なのですよ、といった啓発や広報など、県とともに取り組むこともよいでしょうが、積極的に行ってみてはというふうにも考えていますが、これに関してはどのようにお考えでしょうか。

- 介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

介護人材不足につきましては、大変重要な問題だと考えております。現在、介護従事者における離職防止の研修や、介護職に興味を持っていただくよう中学校へ講師を派遣しての授業を行っております。

こういった研修や授業を通じての介護の仕事への魅力発信している状況でございますが、今年度は介護人材確保支援金をスタートさせ、市内で働く介護従事者の就労定着につなげたいと考えております。これもしっかりと広報したいと考えておるところでございます。

今後の広報等につきましては、こういった方々にどうアピールしていくことが有効なのか、今後県の社会福祉協議会や大分の介護労働安定センターとも連携し、県内市町村で介護人材確保の施策を協議し、情報共有していく予定でございますので、そういったところにおいても協議し、研究したいと考えております。

- 3番（美馬恭子君） 介護人材に関しては、なかなか人材確保が厳しいのが現実です。こういう楽しいこともあるのだよというような発信も、それも発信だけに終わるということも考えられますが、それでも知らない人たちに少しでも見せていくことで、つながってくるのではないかなと考えますので、ぜひ県とも話し合いをして発信をしていただきたいなというふうに考えています。

次に、障がい者の入院について引き続きお尋ねしたいと思います。

平成30年の障害福祉サービス等報酬改定によりまして、病院等に入院している障害支援区分6に該当する方、いわゆる重度障がい者への重度訪問介護のサービス提供が可能となっています。障害支援区分6に該当する方に関しての重度訪問介護の提供は、現在どのような利用状況になっているか教えてください。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

重度訪問介護サービスの入院中の提供につきましては、障害支援区分6の方、病院等へ入院する前から重度訪問介護を利用されている方が対象となります。コミュニケーション支援も含め、利用者の状態を熟知したヘルパーによる支援を受けられるサービスとなります。

利用状況ですけれども、現に重度訪問介護を受けている方に対して提供するサービスでございますので、入院に伴い、改めて支給決定を行うものではないため、サービスの請求情報からの利用状況は確認できません。

○3番（美馬恭子君） 重度訪問介護を受けていた方が入院した場合、なかなかそのサービスが使えづらいといった事象があると聞いていますけれども、これは把握されているでしょうか。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

当該事象につきましては把握しておりません。保健医療機関は、保健医療機関及び保険医療養担当規則に基づき、適切に当該保健医療機関の看護要員により看護を行うものであり、重度訪問介護サービスを提供する支援者による看護要員の看護の代替となるような行為を求めているため、入院時の支援内容は保健医療機関で提供される治療等に影響がないように、サービス提供事業者と保健医療機関は十分に調整する必要があると考えます。

○3番（美馬恭子君） 医療機関において、訪問介護というのはなかなか難しいのかもしれませんが、私が先日御相談した例によりまして、通常は自宅で訪問介護を受けていたと、ところが入院しなければいけない状況になり、2週間程度入院しましたと。その際に継続して訪問介護を受けたいと言ったけれども、病院側が今の状況では必要ないでしょうと言われた。結局、入院中訪問介護を受けることはできませんでした。退院後に自宅で訪問介護を再開してもらいましたが、以前よりも動けなくなっていたというような内容でした。

重度訪問介護は、受ける方によって大きく介護方法が異なります。病院に入院した場合に、幾ら看護師や介護福祉士がいたとしても、慣れるまでには時間を要し、また手を取ることも多くなると考えれば、この利用促進にはしっかり病院等との連携をしていくことが必要だと考えています。市として介入していくというのは難しいかもしれませんが、今からは在宅にて生活をしていくという状況も増えていく中で、スムーズに利用できるように考えていくことは必要ではないかというふうに考えています。

病院などで長期間の療養生活を行っていた障がいのある方が地域で生活を行いたい場合、数々の問題が出てくるというふうにも考えられますが、現在そのようなケース、市として把握されていますか。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

昨年度に1件、今年度において今進行中の事案が1件ございます。それぞれ地域移行に向けて障がい当事者、病院スタッフ、障害サービス提供予定事業者、障害福祉課の関係者により、実際の地域生活を送る上での問題点を整理し、制度、サービスによる総合的な支援を実現する関係者会議を実際に地域生活開始するまでの間行っております。

今後とも、ともに生きる条例の基本理念にのっとり、自らが選択した地域において生活し、地域社会を構成する一員としての権利を行使できるように、障がい当事者本人の意思

を最大限尊重してまいりたいと思います。

○3番(美馬恭子君) 在宅で自由に生活したいと思うのは、誰もが考えることです。そして国も、施設ではなくて地域での生活をとの方針を示しています。

しかし、なかなか病院から地域に戻るといのは難しい面も多々あります。今お話しされたように、何人かがチームを組んでしっかりと、退院後の生活を支えていくことが大切でしょう。私の勤務していた西別府病院でも、ここ数年、地域に出る決意をして地域での生活を始めた方も何人かいらっしゃいます。普通の生活が送れることのうれしさは、きっと何物にも代えがたいものでしょう。そのためには、大変でしょうが今後ともよろしく御支援お願いしたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

それでは最後に、デジタル化が進められていく中での市の体制についてお伺いしたいというふうに考えております。

国によるマイナンバーカードの普及が進められていますが、マイナンバーとマイナンバーカードの違い、マイナポータルやマイナンバーカードの保険証利用などについて、よく分からないまま手続をしている人が多いのではないかなというふうにも考えます。

まず、マイナンバーとは何かを分かりやすく説明してください。

○情報政策課長(新貝 仁君) お答えいたします。

まず、マイナンバーでございます。マイナンバーは住民票を持っている人全員に与えられている12桁の個人の番号でございます。平成27年の10月に、該当する全ての方に通知されました。その後新たに生まれた人には、生まれたときに番号が与えられるという仕掛けになっております。

マイナンバーの目的としましては、行政の効率化、利便性の向上、公正・公平な社会の実現というものを指すものでございます。マイナンバー自体は自由に使うことはできないようになっておりまして、利用範囲は社会保障や税、災害対策の分野のうち法律または条例で定められた手続のみ、定められた機関のみが使うことが許されているというものでございます。

なお、自分のマイナンバーでございますけれども、マイナンバーカードのほか、番号の通知書などで確認することができます。

○3番(美馬恭子君) それでは、マイナンバーカードとはどんなもので、マイナンバーとの違いはどういうことなのでしょう。

○情報政策課長(新貝 仁君) お答えいたします。

マイナンバーカードにつきましては、市民の方の申請によりまして無料で交付されるカードでございます。カードには顔写真のほか氏名、住所、生年月日、性別など、裏面にマイナンバーの番号が記載されております。マイナンバーカードは、カードの表面を身分証明書として使用することができます。基本的には、マイナンバーは個人の番号、マイナンバーカードは本人確認用のカードというふうに理解していただければと思います。

○3番(美馬恭子君) それでは、マイナンバー関係ではマイナポータルやマイナポイントという言葉もありますけれども、マイナポータルというのは何ですか。

○情報政策課長(新貝 仁君) お答えします。

マイナポータルでございますけれども、こちらは国が提供しておりますインターネットのサービスの名前でございます。マイナンバー制度の様々なサービスの利用とか、御自身に関する情報を確認することができるというサービスでございます。

利用をするためには、マイナンバーカードとカードを作成したときに登録した4桁のパスワードが必要になります。

○3番(美馬恭子君) マイナンバーを作ったら、マイナポイントの申込みができる、マイナポイントを使うためには、別にキャッシュレス決済のカードなどが必要であると。マイ

ナポイントの説明を、もう少ししてください。

○情報政策課長（新貝 仁君） お答えします。

マイナポイントでございます。マイナポイントは、マイナンバーカード普及策として国が実施しているものでございます。マイナンバーカードを受け取った人が、カードを使ってマイナポイントアプリから申し込むということで、好きなキャッシュレス決済サービスで、利用金額などに応じてポイントが付与されるというようなものになります。

ポイントの申込み手続きはマイナンバーカードを使いますけれども、もらったポイントは何かのキャッシュ決済サービスで受け取って利用するという使い方になっております。

○3番（美馬恭子君） 個別に言葉の説明から中身を聞いていきましたけれども、なかなか全て理解した上で活用していくにはハードルが少し高いような気もいたします。いずれにしても、マイナンバーカードは自己申請で任意に作るということになっています。必要だと思っっている方が少ないというのがまだ現状でしょう。ポイント付与の話ばかりが先行して、基本的なことが見えていない、ポイントをもらってもどうして使えばいいのか分からない、ポイントは大手企業や他市、他県へと流れることもあるというふうに考えます。市内の業者に対してのメリットは、と考えるのは少し考え過ぎでしょうか。

保険証としてまた利用していくということですが、これに関してもまだまだ考えていけないといけないことがたくさんあるように思います。個人情報が一番取得したい部分が丸見えになるのではと、不安も大きくなるような気もいたします。

そのような中で、マイナンバー含めて国が進めているデジタル化、役所の中での事務もデジタル化していることになっていますが、別府市では行政事務のデジタル化はどの辺りまで進んでいるのでしょうか。

○情報政策課長（新貝 仁君） お答えします。

別府市では、令和元年6月にB E P P U×デジタルファースト宣言を行いまして以来、新しいデジタルの技術やサービスを積極的に活用しまして、より便利な市民サービスや行政事務の効率化を進めてまいりました。

また、国も令和2年12月に自治体DX推進計画というものを作成しまして、地方自治体が重点的に取り組むべき事項を定めました。全国の自治体で、DXと呼ばれていますデジタルによる変革に取り組むという現在の状況になっております。

別府市の取組の中で、行政事務の効率化の部分でございますけれども、令和元年の5月から定型的なパソコン作業を自動化するR P Aという新しい技術を本格的に導入しまして、年々利用する業務を拡大してまいりました。3年目となる昨年度末の時点で、16課87業務で利用されております。今後もさらに新しいデジタルの技術を活用しました業務の効率化を図りまして、削減できた時間を市民サービスの向上に生かせるようにしていきたいと考えております。

○3番（美馬恭子君） だんだん進んでいっている中で、時間ができて市民サービスに時間活用していただけるというのであれば、本当にうれしいことだというふうに考えています。

最後になりますけれども、いろんなニュースも出てきていますので、ぜひシステム処理に関しては十分に確認して行っていただきたいというふうに考えます。個人情報保護に関しては、今後また始まるようです、地方自治体単位で2,000個の条例があるというふうに聞いています。それが今後、国がデジタル化していく中で大きな問題であるとされて、標準化することによって全国同じ基準で運用できることになる、また官民や地域の枠を超えたデータ利活用にも有効活用されるというふうに伺っています。

しかし、2,000個ある条例で分かるように、地方自治体こそが大量の個人情報を保有している、国がデジタル化を進めることを100%反対しているのではなく、もうこれは進んでいくものだと考えていますが、個人情報保護に関しては、国の規定が示される前からしっ

かり別府市として、情報保護の観点から議論を尽くしていただきたいと願っています。改正後も自治体が独自に地域の課題に対応するために、法律の範囲内で必要最小限の独自の保護措置を講じること、これを否定するものではないというふうにも言われています。

市として、今後審議会などの開催をして、しっかり議論尽くしていただきたいというふうに考えます。ありがとうございました。

○議長（市原隆生君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原隆生君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3 時 00 分 散会